

Title	『解題』：J-E.グルニエ, A.オルレアン著：「ミシェル・フーコーと政治経済学, 自由主義」
Author	海老塚 明, 須田 文明
Citation	経済学雑誌, 116 巻 1 号, p.59-95.
Issue Date	2015-06
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

『解題』

海老塚 明・須田 文明

新自由主義を理解しようとする政治経済学ないし社会経済学の徒は、フーコーを、とりわけ彼が自らの遺言を通じて死後での公表をしないよう指示していた、コレージュ・ド・フランス講義（特に『社会は防衛しなければならない』、『安全・領土・人口』、『生政治の誕生』）を読まなければならない。フーコーが、現在、我々が見舞われている「歴史的に存在する」新自由主義をほとんど経験することがなかったとしてもそうなのである。

著者の一人であるアンドレ・オルレアンについては、もはや多くの著作が翻訳されていることもあり（最近ではOrléan, 2011）、ここで改めて紹介することもないであろう。『経済学雑誌』でも、幾度か特集号を組ませていただいた「コンヴェンション経済学」の創始者の一人がオルレアンだったこともあり（Orléan, 1994）、今回、新たに翻訳紹介させていただくことに相成った次第である。オルレアンがフーコーをどのように読んだか、おそらくそれは貨幣についての記述に特徴的に現れていることであろう。

さて近年、多くの論者が新自由主義について多様な議論を展開させている。しかしその多くはフーコーがオルドリベラリズムと新自由主義とについて論じていたことなど全く考慮していない。ところがフランスあるいはイタリアのマルクス主義者たちが、「コレージュ・ド・フランス講義」のフーコーをくぐり抜けて新自由主義を論じるようになっていく。以下では本翻訳の解題にかこつけて、こうした議論を紹介することにしよう。先の総選挙では首相の名を冠した経済政策が争点の一つだったという。好むと好まざるとに関わらず、我々はまさしく「ラディカルに経済的な国家」に住んでいるのである。

Dardot (2013) はフーコーの方法論を「方法論的唯名論」とし、最初の講義（1979年1月10日）を取り上げ以下のように説明する。つまり主権や人民、主体、国家、市民社会といった概念を脇に置き、こうした「普遍概念を実践の解読格子に通してみたい」と、フーコーは考えた（『生政治の誕生』以下NB、邦訳 p.5）。フーコーが国家は本質を持たず、内部を持たない、国家は統治的実践の絶えず変化する効果以外のものではない、というとき、この意味で国家を受け取らなければならない。またこうした反本質的アプローチを資本主義そのものにまで拡張しなければならず、要するに資本主義は本質を持たない以上、資本主義の多様性をいかに考えるかが問題となる。

フーコーによる新自由主義論のオリジナリティは、市場経済原則を自由放任主義から区別したことにあり、市場での競争を機能させるよう積極統治を導入したことにあるのであって、市場からの純然たる統治の、そして国家の退場などではない。

資本論では、競争を通じて資本主義的蓄積の一般法則は資本の独占もたらすとされるが、新自由主義においては、それは資本主義の論理から導出されず、歴史的に特異なる「経済的＝制度的」な様相に直面している。フーコーは「資本主義社会」と「資本の論理」を区別する。集中化は決して資本の論理に内在的ではなく、こうした傾向は特定の法的規則の偶有的効果なのであって、資本主義的蓄積法則の必然的效果なのではない。法的制度的変容を代償として、集中化傾向は克服できる。つまり資本主義は冷酷な自然法則のような論理により要請される経済的生産様式というよりも、「経済的＝法的複合体」であり、新自由主義は資本主義の特異なる姿であり、その還元不可能な種別性において分析されなければならない。

新自由主義の法的介入主義は、社会全体を通じて競争の統制的原則を遵守させなければならない。それは社会全体への企業形態の拡張により、「企業の社会」を構築するべく働きかけなければならない（NB, p. 152）。それは、各個人が自分自身と取り結ぶ関係を根本的に変容させ、各個人は、他者と競争する企業として自らを考えるように学ばなければならないのである。主体の自分自身に対する関係が、どのような意味で、またどのような条件で企業もしくは資本に属するかを知らなければならない。

こうして新自由主義のオリジナリティはまさに、資本の側からではなく、労働者の観点から問題を捉えることにある。新自由主義は労働者を「積極的な経済主体」として考え、労働者の性向やコンピテンスとして捉える。そこでは彼らのコンピテンスはある種の「資本」をなす。労働力からコンピテンスへと移行することは、商品から資本へと、商品から企業へと移行することである。こうして「労働者自身が、自分自身にとって一種の企業として現れる」（NB, p. 231）。新自由主義にあっては、統治性の原則にあるのは市場的均質化というよりも「企業の増殖と差別化」であり、主体性の生産形態となった企業形態なのである。主体が自分自身にとってある価値、主体がその生活すべてを通じて常に増殖しなければならない価値なのであり、貨幣が金融資本の形態 $G-G'$ となるように、主体が自分自身にとって $S-S'$ となる。新自由主義は資本主義の特異な姿であり、新たな統治術として、企業単位の競争をお互いに統治するための法律として、企業の主体化＝従属化（それにより市場から個人的行為へと合理性が拡張される）が現われる。

さらに Taylan (2013) は、認知科学的なアプローチにより新自由主義の統治術を解明する。1979年3月28日の講義でフーコーは、古典的自由主義とアメリカ型新自由主義との間でのホモ・エコノミクスの姿の変容を確認している。つまり権力行使に対する不可侵の要素から、新自由主義手的なホモ・エコノミクスは操作可能な、「顕著に統治可能な」（p. 274）人になる。経済人はもはや自由の原子ではなく、この利害の自然な存在、統治活動の参照基準として遵守

され捉えられなければならない。だからこの経済人は「フーコーが、『環境的活動』と呼ぶもの——種別の効果を得るために経済的アクターの環境についてもたらされる介入という意味で——をつうじて、経済的行動を修正することができるような姿として現れる。こうして経済人は今や、レッスフェールの不可侵のパートナーから、今や、環境に対して反応し、環境の変数を体系的に修正するような、統治可能性の相関物として現れる」(p. 274)。

こうして環境的介入主義により、「遠隔から働きかける」フーコー的な分析が得られる。NBで分析された新自由主義の二つの流れに固有な環境介入主義の形態がある。すなわちドイツのオールドリベラリズムで作用している法的社会学的潮流と60年代のアメリカの確率論的行動主義の潮流である。新自由主義的なフーコー的分析の主要な利点は、市場の自律性という考え方と社会への介入戦略の結合にあり、こうした介入戦略はとりわけ自らの環境整備による人間の統治による。

直接的接触なしに服従の効果を持つために、ある主体が特定の規範を受け入れるように、ある主体の環境に働きかけること、彼の生活空間をめぐる環境ミリューを人工的に整備することはすでに規律的権力の機能の特徴付けていた。フーコーはベンサムが、自由主義的統治術そのものとしてパノプティコンを示したこと、つまり監視のみによって介入する統治、近代的統治的理性を見ていたのである。とりわけアメリカの新自由主義においては、「蓋然性の整備」が物理的介入の目標となった。ここにおいて我々は、かの「分散認知」(Hutchins)の問題構成ときわめて近い場にいることになる。しかし分散認知をフーコー的に解釈し直すならば、Ingold (2011) とともに以下のように言い換えることもできよう。すなわち「行動は、ネットワークを中心に分散されているエージェンシー(ヒト及び事物)の結果なのではなく、メッシュワークの線に沿って導かれる諸力の相互作用から生じる」(p. 92) のである。

翻訳の本文で確認されるように、フーコーの講義、とりわけNBでは政治経済学に統治術の役割が与えられている。例えばフーコーは、3月28日の講義でゲーリー・ベッカーの犯罪の経済学を通じてホモ・エコノミクスの分析を深化させている。ホモ・エコノミクスは自らの行動の損得について常に計算するように促されており、犯罪者は計算間違いをしたホモ・エコノミクスなのである。ベッカーは、経済的行動を、「ミリューの変数における修正に体系的に応える行為」と定義し、経済学は「ミリューの変数への回答の科学」(p. 273) と言う。古典的自由主義にとっては、ホモ・エコノミクスは自由放任のそれであった。彼は自らの利害が他者の利害と収斂するように、自らの利害に従う。それは、それによって統治が正確に制限されるべき不可侵の要素である。ところがフーコーによれば新自由主義のホモ・エコノミクスは操作可能なものとして現れ、「ミリューにおいて人工的に導入される体系的な修正に、体系的に応えるもの」であり、このホモ・エコノミクスは「顕著に統治可能」となるのである。

さらに、我が国でも多くの邦訳書のあるLazzarato (2013) は、よりアクチュアルな観点からフーコーの講義を解釈する。主権的負債の危機へと変容した金融危機は、統治者の側にも、

被統治者の側にも（課税によってその失敗を償う債務者）、新たな統治様式と新たな主体的姿を課する、という。こうした主体的な新しさは、統治技術の真の性格を、また自由主義が資本との間に維持していた関係の真の性格を示す。それは新自由主義の飛躍の時代におけるよりもいっそう根底的に、である。

翻訳本文で見るように、自由主義もしくは自由主義的統治術は国家の戦略へのオルタナティブをなしていた。Lazzarato はドゥルーズとガタリの『アンチ・オイディプス』を引用して、「資本主義は決して自由主義的ではなかったし、それは常に国家の資本主義であった」とし、統治の分析は国家と資本との間の同盟、したがって国家の資本主義に関連しているとする。資本主義においては主権の原則と統治術の間に、また政治と経済との間に対立は存在しない。自由主義者たちは、国家に対抗して社会と市場の自由を代表する代わりに、統治性の構築、すなわち完全に資本に「合致した国家」の構築に貢献した。

それでは 2007 年以降、自由主義者たちが「最小限国家」から「最大限国家」へと容易に移動できたのはなぜなのであろうか。Lazzarato によれば国家は二度介入する。まず国家は最初に、銀行や融資、自由主義者たちそのものを救出するために介入し、第二の介入は、最初の介入の政治的、経済的コストを支払わせるよう、人口に課するのである。最初の介入は市場のために、第二のそれは社会に対抗するためにである。国家と資本との間には異質さがあり、新自由主義はこうした異質さを合成し、次いで資本の価値増殖のためにのみ、国家的原則を服従させ、これを再編成する。Lazzarato は続ける。新自由主義者たちは社会の自由を防衛するために、国家に対立することなく、国家が資本とその蓄積にとって都合が良くなることができるように完全に国家を変容させようと働きかける。「経済的自由の空間である非国家的空間からいかにして、存在していない国家を存在することができるか」と、フーコーは問う。オルドリベラリズムの答えは以下の通りである。すなわち経済的制度によるその永続的起源を通じてである。というのも「経済が公法を創出するから」である。主権に関する新たな観念が社会国家とともに誕生した。そこではもはや経済と国家を区別できず、政治権力を資本の力と、統治を主権と区別できない。主権は人民に、民主主義に、国民に由来するのではなく、資本及びその発展に由来する。こうした新たな配置が「国家の資本主義」の観念を刷新する。従って統治性は「できるだけ少なく統治する」ことであってはならず、「社会国家」の構築を、価値増殖に資する経済国家を目指さなければならない。Lazzarato によればドイツと日本が経済的奇跡として知られるのは、これらの国が第二次大戦の敗北後に、「市場の要請に完全に適合した」国家を構築したからである。

現代資本主義においてはもはや経済から、また社会から国家を区別することはできない。この三つの領域は資本によって横断的に連携され、統治性はその整合性とその配置に働きかける。こうして経済的論理への国家の統合及び従属の過程が進行し、市場によって生み出された国家は、その古い資本主義の主要要素を経済的論理に委ねるであろう。Lazzarato (2013) によれ

ば、国家は債権者とその超国家的機関のための徴税請負人として機能し、公益を代表し国民的統合を保証するものとしてその権力をなしているのではなく、資本の超国家的統合を接合しているのである。他方で、統治は「経済国家」が、人口及び社会への主権の完全なる強い行使——階級対立に対する、被統治者の行為に対する、資本による政治的コントロール様式として——を確保するべく監視しなければならない。こうして最大限国家が新自由主義と両立しているのが現段階であろう。

現在の社会国家という国家の資本主義の二番煎じは、企業の論理の全般化による、価値増殖へのすべての社会的諸関係の従属である。社会の資本への従属はまずは、金融化として、次いで負債の経済により実現されており、負債と金融は単に労働の評価及び測定、捕捉の機構だけでなく、あらゆる社会活動のそれをなしている。オルドリベラリズムと新自由主義は資本による統治の二つの異なった様式をなすが、それはもはや産業的余剰を補足するだけにとどまらず、「社会的剰余価値」の領有を組織する。ミシェル・フーコーを延長させることで、我々は初めて、社会全体へと拡張される経済的価値増殖と不可分な統治性の実践をフォローできる。

Lazzarato (2013) によれば、第二次大戦後、我々は規律訓練的な社会から安全の社会へと突入した。すなわちその権力の活動はもはや工場や監獄、病院、学校に「閉じ込められた」主体を対象としているのではなく、「開放された空間」、社会の空間で行使される。Lazzarato はジル・ドゥルーズを引用し、以下のように述べる。すなわち、我々の社会は閉じ込められた人の問題ではなく、むしろ負債を負った人の問題なのである。新しい統治技術のこうした構成過程を切り開いたのがオルドリベラリズムなのである。こうしてオルドリベラリズムの統治は国家を作り上げ、国家は、市場が存在するように、また市場が「捕捉の機構」、測定の機構として機能できるように社会を作り上げなければならない。「経済的」国家及び「社会の経済化」という二重の条件がなければ市場は存在する機会がなかったし、評価と同時に領有の装置として機能する機会を持ち得なかった。

オルドリベラリズムにとって市場は、自動的にその均衡を見いだす「機械」をなしている。しかしながら古典的な自由主義の市場とは異なり、オルドリベラリズムのそれは、交換によってではなく、競争によって統御される。競争は、欲求や本能、行為の自然な単純なゲームではなく、我々が競争を作り出し、インセンティブ付け、支え、保護しなければならない。従って国家の新たな資本主義の統治性は、自らの存在の社会的条件を整備するべく、ケインズ主義国家と同様に、大規模に介入しなければならない。競争と市場が形式的ゲームを構成し、それはあらゆる形式的構造と同様、「注意深く、人工的に整備された特定の条件下でしか機能することができない。たとえ、市場の存在のために統治上の介入が必要とされるとしても、測定と領有という市場機能を確保するためには、国家は直接的には経済的ではない所与のもの、社会的枠組みに働きかけなければならない。すなわち人口及び技術、学習、教育、法制度、土地制度、医療や文化消費の社会化などに働きかけなければならないのである。

ここで語られている社会は、交換価値によってではなく企業によって市場的社会を制定すること、社会を規格化し規律訓練することである。オールドリベラリズムと新自由主義の連続性は、各個人を「個人的な企業」へと変容させる政治的プロジェクトの中にみられ、競争を全般化させることは、「結局のところ身体の中に、もしくは社会的紐帯の中に企業形態を全般化することであり、つまりこうした社会的紐帯が個人の粒によって、企業の粒によって分割され、波及されるようにする」ことである。資本は、金融と負債を介して、完全に社会の中に展開してきた。新自由主義はオールドリベラリズムよりもいっそう遠くまで企業の論理を推し進めることになった。金融と負債の政治は、結局、企業とは異なり、直接的に社会的な統治と捕捉の装置であり、社会のアクター全体に横断的に働きかける。オールドリベラリズムと新自由主義との間の大きな飛躍は、「産業的資本」のヘゲモニーから「金融資本」のヘゲモニーへの移行に示されている。

フーコーの生政治との関連で、Dardot と Laval (2014) によりながら、認知資本主義者の議論を最後に紹介しておこう。生政治はフーコーにおいては、主体の規律化の政治であったが、認知資本主義では「生きているもの」や社会、集合的知識、自律的主体性の生産に関わる。

価値の主要な源泉は、今後ますます、固定資本にではなく、労働者の創造性や多能性、発明の力にある。また価値は資本主義的組織の外側で、それ以前に創出されている。労働の認知的次元のいっそうの増加は、固定資本に体化された知識や企業のマネジメント組織化に対する、労働により動員される知識の新たなヘゲモニーを確認させてくれる。生きた労働が、固定資本によりこれまで演じられてきた主要な役割の多くを演じ、知識はますます集合的に共有され、企業の内部組織だけでなく、外部とのその関係も転覆させる。こうして価値創出は固定資本にもはや依存せず、労働者自身により保有され身体化された知識の生産に依存する。また変化しているのは労働だけではなく、産出される事物そのものである。生産が「生政治的」となるのは、非物質的なもの（知識やイメージ、情動など）を産出することで、人間の主体性を産出するのである。Moulier Boutang は新しい資本主義を明快に描く。認知資本主義の生産様式は、パソコンによりネットワーク化された脳の協働に基づくのである。こうして創出されるコモンが剰余価値の場所となった。

しかし、コモンは、それが自然の贈与であるかのように、資本により搾取される。これは人間による人間のための集合的生産という福祉国家制度の帰結であり、資本への知識の包摂を可能とする。こうしてレントが、コモンの領有の後に所有者が受け取れるものであるとすれば、知識と生きているものに関わる新しいエンクロージャーが成立することになる。今日資本主義的生産は、ますます非物質的な共通の資源——これは生政治的生産の新たな形態において拡大しつつある——に、自由にアクセスする必要がある。資本は労働における協力を提供するというよりも、むしろ生政治的労働力の搾取の中心的要素として協働を領有する。こうして搾取はコモンの剰余価値の私的領有である。価値創出における非物質的労働の優位、コモنزの

領有, 金融による地代の徴収の優位が, 全体として進む。生産過程から切断されることで, 資本はより流動的で, 不安定な金融資本形態をとる。自律的となった知的生産的コモンに直面して資本はもはや寄生地主的力ではない。要するに, レントは, 生産に外在的な立場からの価値についての徴収権を与える, 物質的, 非物質的な資源に関する債権もしくは所有権として提示される。資本主義的利潤がもはや協力の組織化からする剰余価値の抽出からでないとするれば, それは生産における知識の場, この知識が個人に体现されているという事実由来し, またこの知識が「生きた労働」の側にあることによる。資本はこうして生産の指導を放棄しつつあり, レントを受けるために「新たなエンクロージャー」により希少性を人工的に組織しようとする。

さて我々は, 本翻訳を通じて, フーコーから見た新自由主義の分析枠組をもって, 現実に存在する新自由主義の分析へと着手することにしよう。

引用・参考文献

- Dardot, P. (2013) “Le capitalisme à la lumière du Néolibéralisme”, *Raisons politiques*, no52, pp. 13–23
- Dardot, P., Laval, C. (2014) *Commun: Essai sur la Révolution au XXI^e Siècle*, La Découverte
- Ingold, T. (2011) “When ANT meets Spider, Social Theory for Anthropods”, in Ingold, T., *Being Alive*.
- Lazzarato, M. (2013) “Naissance de la biopolitique, à la lumière de la crise”, *Raisons politiques*, no. 52, p. 51–61
- Lazzarato, M. (2011) *La Fabrique de l’Homme Endetté: Essai sur la Condition Néolibérale*, Ed. Amsterdam (杉村訳『借金人間製造工場』, 作品社)
- Orléan, A. (2011) *L’Empire de la Valeur*, Ed. de Seuil, (坂口訳『価値の帝国』, 藤原書店)
- Orléan, A. (1994) (ed) *Analyse Economique des Conventions*, PUF
- Taylan, F. (2013) “L’interventionnisme environnemental, une stratégie néolibérale”, *Raisons politiques*, pp. 77–87

翻訳

Jean-Eves Grenier, André Orléan, (2007) “Michel Foucault, L'Economie Politique et Le Libéralisme”, *Annales, Histoire, Sciences Sociales*, 62(5), pp. 1155–1182

J-E. グルニエ, A. オルレアン著
「ミシェル・フーコーと政治経済学, 自由主義」

海老塚 明・須田 文明 訳

ミッシェル・フーコーの著作において、70年代末と80年代初頭は重要な転換期をなしている。単純に言ってしまうと、この哲学者の関心が規律訓練的装置から主体の解釈学および自己への配慮へと、主体化＝従属化から自由の行使へと移動したのである。しかしながら『知への意思』（1976）と『快楽の活用』（1984）との間にフーコーは一冊の本も刊行していない。こうしてコレージュ・ド・フランスでなされた講義がきわめて有用なのである。それは、思考の絶えざる運動におけるこうした思考について我々に情報を与えてくれる。フーコーが講義を公刊しなかったこと、彼が死後でその公表を欲していないということを、明確にその遺言で指示していた、ということを経験的に心にとめていかなければならないとしても¹⁾。われわれは、その理由を推測することしかできないが、しかしこれらの講義の実験的な性格がおそらくその理由の一つであろう。『安全・領土・人口』²⁾（以下、STP）と『生政治の誕生』³⁾（以下、NBP）は自分自身を常に探求するプロジェクトをなしており、このことがしばしば、フーコーを多くの再修正、多くの飾り窓 *fausses fenêtres* への開放、ないし矛盾へと促した。こうしたことが全体の整合的理解を困難にしている⁴⁾。

1) Guillaume le Blanc, Jean Terrel (ed), *Foucault au Collège de France: un itinéraire*, Bordeaux, Presses universitaires de Bordeaux, 2003, p. 7

2) Michel Foucault, *Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France, 1977–1978*, ed. Par M. Senellart sous la dir. De F. Ewald, A. Fontana, Paris, Gallimard/Le Seuil, 2004（邦訳 M. フーコー『安全・領土・人口』（高橋訳、筑摩書房）

3) Michel Foucault, *Naissance de la biopolitique: cours au Collège de France, 1978–1979*, ed. Par M. Senellart sous la dir. De F. Ewald, A. Fontana, Paris, Gallimard/Le Seuil, 2004（邦訳、M. フーコー『生政治の誕生』槇改訳、筑摩書房）

4) こうした考え方に基づいて、いかに『生政治の誕生』というタイトルが講義の真の素材をなすもの、すなわち自由主義的統治から離れているかを指摘しておこう。ミシェル・フーコーは、生政治に着

これらの二つの著作の野心は「統治性」の歴史を記述することである⁵⁾。この長い荘厳な系譜学（それについては我々は長々と論じないであろう）は、いくつかの概念を導入する機会をなしている。つまり来たるべき彼の考察において本質的役割を演じることになる概念である。すなわち統治, 行為, 自由, 司祭の権力である。ここにおいては主体に関する関心が, 我々の眼前で構築されている。我々は, 18 世紀中葉の, 新しいタイプの権力およびコントロールメカニズム（フーコーが安全の装置と呼ぶ）の登場とともに, 古典的にフーコー的な問題設定から出発する。次いでテキストはいわば, 横滑りし, またこの最初の目的にもう一つの争点（経済的自由主義とその政治的効果についての考察である）が付加され, もしくは代替される。問題設定のこうした移動および, 政治経済学を通じてのフーコーによる自由主義のこうした構築とが, 本稿の中心をなす。

1. 政治経済学および自由主義

こうしてこれらの二つの本の中で, フーコーは統治概念の系譜学について検討している。彼によれば最も興味深い契機は, 18 世紀後半であり, この時期に, 法律的=適法的メカニズムおよび規律的メカニズムを歴史的に引き継いだ安全のメカニズムが登場したのである。

安全のメカニズムとは何であるかを理解させるために, フーコーは食糧難に対応すべき政治に関心を向けた。18 世紀の大転換は, 食糧難がそれ以降, 自然な現象として考察されていることである。フーコーのガイド役は自由主義的経済学者 Louis-Paul Abeille であり, 彼はその『穀物取引の性格に関する取引業者の手紙』（1763）のなかで, いかに食糧難を分析すべきかを説明している。あらゆる倫理的難を拒否しなければならない。何となればそれは自然なメカニズムだからである。もはやそれは, 豊富さと希少性の間の変動を規制によっては防止することではない。というのもこうした現象が消滅するためには, 現象はまず起こらなければならないからである。「こうした現実の要素そのもの（食糧難である）における」⁶⁾ 作用によって, 食糧難を制限し, 取り消すことができる。したがって価格上昇を促してまでも（穀物査察の廃止によって）, 安全の装置を現実へとつなげることである。というのも, インフレは, 外から商品を引き寄せ, 栽培拡大を促すという, 二重の効果を持つであろうからである。現象に

ゝ手することは, 自由主義のあらかじめの分析を想定していること, またその結果, 自らの計画を容許するように導かれることを理解していた。1979 年 3 月 7 日の講義への導入部（『生政治の誕生』邦訳 p. 229）を参照せよ。

5) ミシェル・フーコーは, その 1978 年 2 月 1 日の講義において, 以下のように説明している。「私は今年度の講義の題に『安全・領土・人口』を選んだわけですが, つまるところ今, 私が本当にやりたいのは何か『統治性』の歴史とでも呼ぶようなものなのでしょう」（『安全, 領土, 人口』邦訳, p. 132）

6) 『安全, 領土, 人口』

対してその流れを続けさせることで、自動抑制の過程が明らかになるのである。規律的メカニズムは、許可されていることと保護されていることを定義するが、安全のメカニズムは、起こりつつあるものを把握するために一歩後に引くのである。

フーコーは、同じ年代に流行した天然痘に対するワクチン接種と比較して、これらのメカニズムを一般化させている。そこではまた、非病人と病人との間でのあらゆる接触を禁止するための規律的システムの実施によって病疫を防止することが重要なのではなく、逆に、諸個人がこれを除去する手段を発展させるために、病疫を引き起こすことが重要なのである。根幹となる考えは、原因と効果との流れのループによる現象の自動調整という考えである。

安全のメカニズムは全般的変容を引き起こす。というのもそれは、経済的、社会的、ないし生物学的な生活の側面全体に関わるからである。しかしこうした生活全体を可能とした知的手法、すなわちこの当時に、自己表明した規律訓練学問として、まさに登場したのが政治経済学なのである。フーコーは様々な機会に、こうした介入が権力のテクノロジー（近代社会を特徴付けている）の変容の一側面でしかないという事実を強調するよう配慮している。しかしながら、政治経済学は、フーコーの著作の中で、真の競争相手なしに、本質的役割を演じている。というのも合理的行為の科学（いくつかの競合的目的への希少資源の配分）として政治経済学を定義することができるからである。ところが、我々のあらゆる行為が合理的というわけではないのではなかろうか（NBP, p. 272）。この事実のために政治経済学は、啓蒙期以降の西欧社会において、安全の装置の原型となっただけでなく、権力の制限のみならず、その組織化、配分についてのきわめて精緻な考察マトリックスともなった。

この哲学者が多様な形態の下で動員する、つまり、重商主義から、18世紀の政治経済学を経て、最も現代的な新自由主義に至るまでの、政治経済学のこの中心的役割は、逆説的にも、フーコーの二部作のコメンテーターたちによって無視されてきた。こうした現前にもかかわらず、その驚くべき不可視性を説明するための手がかりは、おそらく、政治経済学がそこにあるのは消失するためにでしかないことである。というのも政治経済学は、かかるものとしてはフーコーの関心を惹きつけなかったからである。しかしながら、この中心的役割は驚くに値するものであるのも事実である。なぜフーコーはこれほどまでに専一的に政治経済学を動員したのであろうか。それが期待された政治経済学でなかったから、なおさら正統な疑問なのである。結局フーコーは、経済学的思考の歴史を統制的理性の変容の知的道具とするために、経済的思考についての彼自身の見方をきわめて整合的に精緻化するのである。

（1）政治経済学と統制的自己制限

統制的活動の制限の問題が18世紀後半を支配している。なるほど、それは、（その行動手段とコンピテンスの領域をかなり拡張された）行政的主権制の発展のおかげによる官僚制的活動の拡張時代である。そのうえ自営業者たちはしばしば、自由主義の推進者であった（Maurepas

や Trudaine, Turgot のように)。トクヴィルはと言えば、こうしたいっそうの行政的中央集権化としてフランス革命を説明している。ますます自律的で要求の多い世論は、絶対主義の顕在化ととかく同一視されるこうした統治的活動を制限するべく、これを批判する。

経済的次元が、啓蒙期のこうした論争に欠如していたわけではないにしても、中心的問題は政治的自由主義の問題である。しかしながら政治的自由主義の問題はフーコーの関心を全く引かず、彼は、もっぱら、しばしばほとんど取り憑かれたように統治的自律性のみに集中するのである。政治的自由主義によっては、権力はその制限の原則を自らの外側にしか見いださない。ところが統治的理性にとって外的なこうした制限は（それが宗教的な起源であろうと、法的、もしくは政治的なものであろうが）、これらの二つの講義の問題設定に入り込んで来ない。「内的制限は次のことを意味します。すなわち、まさにその一般性が何を支えとしているかを知るためにそうした制限の原理が探し求められるのは、例えば神によってすべての人間に与えられた自然権のようなものの側にでもなければ、聖書の側にでもなく、あるときに社会に入ることを受け入れた主体の意志の側にですらない、ということです。そうした制限の原理は、そのように統治に対して外部にあるものの側ではなく、統治実践の内部にあるものの側に探し求められなければなりません」(NBP, p. 13, 邦訳 p. 15)。

政治的なものの排除に加えて、統治的自己制限のこうした探求の重要な帰結は、二巻全体を通じてうかがわれる法権利の排除なのである。こうした排除は政治経済学（機会あるごとに法権利の対立物として指摘されている）の直接的利益になるように作用する。しかし法権利について非難されることは、統治的理性に対するその外部性ではなく、規則もしくは（その活動領域を制限する）法律的原則の遵守を、権力に対して課するその能力のなさでもない。「ホモエコノミクス」と見えざる手に関する遅ればせの考察（1979年3月28日の講義、最終章の前）において、フーコーは契約理論により産出された法的主体を、政治経済学により想像される利害主体に対立させる。彼は自らが本質的と考える一点をめぐって、両者の相違を強調している。すなわち、法的主体からは、ある特定の権利を保護するためには別の権利を放棄しなければならないことが要請されているのに対して、利害主体については、その利害関心に対立することは要求されていない。厳格主義者 janseniste の Pierre Nicole や、『ミツバチの寓話』におけるマンデヴィューが示しているように、逆に、経済がうまくいくためには、それぞれが常に自ら自身の利害に従うことが重要であり、各人が何とかしてそれを開拓し、強めることが大事である。「市場と契約とは、まさにそれぞれ逆向きに機能する」(NBP, p. 279) と、フーコーは結論づけている。こうした顕著な相違が、政治経済学が彼を惹きつける第二の理由をなしている。すなわち政治経済学が正当化する統治的自己制限は、各人が自らの個人的利益を追求する絶対的自由を、当然の結果とするのである。

こうした対立的な構成が法権利と政治経済学とを、全くもって両立不可能な世界への二つのアプローチとさせるのである。一つの結果は、経済的＝法律学的科学の不可能性であり、その

不在がこうした対立の印である。政治的＝法律的世界と、経済的世界との絶対的な異質性が、フーコーの装置において決定的である。フーコーは故意にそれを主張した。すなわちそれは、不意に、政治経済学のきわめて特異な立場、(自分自身によって自らを制限することを統治に課することができる) 合理的なユニークな言説を強化するのである。

法権利のこうした排除は代価を伴う。結局それは、所有権——フーコー的考察においてとりわけ欠如している——の排除をもたらす。その理由は明快である。というのも所有権はこうした外的制限に属しており、それはフーコーの関心を引かなかったからである。それは、王の専横に対して個人を保護するために与えられた最初の保証の一つでさえある。もちろんジャン・ボダンにはじまって、16世紀末の、主権についての多くの思想家たち、さらに Cardin Le Bret のような、17世紀前半における絶対君主制の理論家なども、私的所有権の不可侵な尊重の名の下で、人民の代表者たちの合意なしに新たな課税を徴収することについての王の権限を疑問視していた。しかし私的財産権の不在はとりわけ逆説的である。というのも18世紀自由主義的著作家たち自身が、私的財産権をその分析の中心においていたからであり、所有権の遵守を政治経済学の中心的原则及び存在理由としていたからである。

2. 政治経済学および自由主義、自然主義

フーコーの問題は以下のようなものである。すなわち、いったんその主要な正当化、つまり私的所有権を政治経済学から撤回してしまった以上、いかに政治経済学を基礎づけるか、である。その回答は、「自然」及び「自然主義」概念の遍在的な動員にある。もし権力が行為に介入する必要がないとすれば、それは、こうした行為が自然だからであり、このことは、行為に対してその自律性と同様その合理性を付与する。

フーコーによれば、こうした「自然」はいかにして歴史的に精緻化されたか？社会的、経済的な現象の自然性の意識化は1580-1650年代の大きな断絶期にさかのぼる。それ以降、「もはやいかなる統治をも容認しない自然がある」(STP, p. 243, 邦訳, p. 294)。こうした本質的確認は以下のようなものを意味する。こうした変容の以前に、君主は崇高な主権を国土の上に展開させていた。ここでフーコーはトマス・アキナスを動員する。彼にとって君主の統治は主権の行使について特殊性を持っていない。すなわち君臨することと統治することとは、同一もしくは不可分な二つのもののなのである。もしこうした連続性が存在しているとすれば、それは君主が「神から、自然及び牧師を通じて家父に至るまでのこの偉大なる連続帯の」一部をなしているからである。古典派のエピステーメの確立期そのものである16世紀世紀末と17世紀中頃の間に破られたのが、こうした連続帯なのである。科学革命との時系列的な一致はもちろん偶然の出来事ではない。結局、コペルニクスもしくはケプラー、ガリレオが示しているように、いったん確立されるや不変の一般的法則により神が世界を統べるのである。したがって神は牧

師のように、つまり個人化されたようには世界を統治せず、神は原則を通じて完全に君臨する。

同時期に全く異なった、しかし先行期と密接に関連したテーマが発展している。というのも、それは言わば政治的な側面でのその対応物だからである。もし君主がもはや（一人だけで）崇高なる主権を大地に展開する必要がないとすれば、彼は逆に、（彼のみが遂行することができ、主権もしくは牧師に帰属する機能とは異なる——彼がそこから鼓舞されることがあり得るとしても——）特別な課題を有する。すなわち彼は統治しなければならないのである。したがってこの新しい装置とともに、一方では、統治的なテーマから切り離され、自然の原則（*principia naturae*）に従う自然があり、他方には、16世紀末に登場したこの新たな事物、*res publica*、公共的なものに配慮しなければならない統治術がある。こうした統治術は、自然の模倣からも、神の法則からも触発されることができないような理性を自らに求めなければならない。それは国家理性であり、その目標は国家を維持すること、国家を日常的運営の中で統御することである。フーコーの目標に照らして、こうした国家理性の最初の特徴は、それが、先行する意味での（つまり自律した行為を有することができる経済主体から構成されるものとしての）人口を持たないことである。自然の原則 *Principia naturae* と国家理性 *ratio status* とのこうした対立が18世紀中葉まで支配していた。このときに政治経済学によるある種の再統合がなされたのである。それ以降、世界の統治は、全くもって生まれたての政治経済学（それはといえば自然に属する）に依拠することになったのである。

フーコーのテキストの逆説は、彼が、政治経済学と自然との間に提案している連想に由来する。経済学的思考の歴史の伝統が示すように、物理的世界における自然秩序の発見が、啓蒙期の経済学者に対して同一の秩序が社会的世界を支配していることを示し、こうして政治経済学に対して、少なくとも重農学派以降、科学の地位を要求し法則を発見するように許容させたことである。こうした側面はフーコーの関心を引かなかった。彼は自由主義を正当化するために、とりわけ自由市場が富の生産と分配にとって最も効率的で、最も公正な組織であるという考え方を正当化するために、1760年代における政治経済学によりとらえられた科学的議論を脇に追いやった。もし経済が自然に属するとすれば——と、彼は考える——、それは個人の行為が、経済学者によって自然に属すると記述されるからである。それは、「人口」という概念の決定的な発明であって、それにより、統治的活動の自己制限の原則が実施されるのである。それは、「決定的に新しい」、またそれ以前の世紀の法律学及び政治学的思考にとって全く外的な政治的な側面である。フーコーはパノプティコンという考え（君主の古い夢）にこれを対立させる。というのもこの考え方は、人々の徹底的な、個人化された監視を目的としているが、安全の装置は自然のメカニズムにしか関心を向けないのである。

結局のところ人口は、自然的と見なすことができる規則性によって根本的に特徴付けられる。この規則性は二つのタイプがある。まず、18世紀の統計学者たちが驚くべきことにも発見し

ように、人口に特徴的な変数において、安定した、もしくは確率的な比率、恒常性が存在している（死者数、疾病者数、事故の規則性など）。次いで、行為上の不変性が存在し、これがその全体としてとらえられた人口に対して、活動のユニークな駆動力、欲望、もしくは経済学的言語では、個人的利益の追求（そのままにさせておけば、人口の一般的利益に合致した結果をもたらす）を付与する。

こうした分析は統治的介入を考察するさいの二つの異なった様式につながり、これらの二つ全体がまた自由主義的な思考のまっただ中で存在しているのである。最初の様式にとっては、人口は主権者にとって不透明である。というのも一方では人口を規定する変数は、それにアクセスするには多すぎて自律的でありすぎるからであり、他方で個人のみが、自分の欲望と利益が何であるか、これらを実現するために実施すべき手段を知っているからである。したがっていかなる権力もこの個人に取って代わることはできない。その上、特別なこれらの行為の相互作用がきわめて膨大な複雑性の状況を産出し、単純に言って、それを説明することはできない。これらの相互行為は統治的知識にとってアクセス不可能である。こうしたテーマは18世紀後半において、とりわけ穀物の貿易自由化をめぐる議論の時に、しばしば見られる。20世紀では、こうした観念を最も体系的に発展させたのはハイエクであった。第二の展望が考えるのは、こうした規則性の存在そのものが人口の行為を、部分的にせよ予見可能とし、統治技術によってアクセス可能とする。これらの恒常性と安定した比率のいくつかは計算可能であり、利害——というのも、18世紀の多くの著者たちが強調しているように、それは感情を馴致するからである——は、諸個人が少なくとも部分的には権力によって解読可能であろうという保証となるのである。後に見るように、診断のこうした曖昧さはフーコーにもまた存在する（彼がついに、統治の介入とその限界を考察するに至るとき）。

さしあたり、フーコーがその講義の最初の部分で展開したような、人口という概念のオリジナリティを強調しなければならない。なるほど、政治経済学全体は、人口の運営管理の科学であり、すなわち、それによって統治を考えるべき知的モデルである。しかしながらそこから着想を得た統治性は、「純粹で単純な経済学的教義」よりも、よりいっそう一般的な課題を持っている。というのも、統治性は、多様な側面（何らかのやり方で、経済的過程と結合している）に適用されるからである。フーコーは、こうした側面についてきわめて広範に把えている。こうした側面は人口学や健康のみならず「行為の仕方」(STP, p. 24)、すなわち自然ないし自然的現象に属するあらゆることを含むからである。「つまり人口とは、ヒトという種による生物学的根付けから、公衆によって提供される接触表面に至るまで広がるあらゆるもののことです」(STP, p. 77, 邦訳, p. 91)。政治経済学、そしてより広汎に自由主義とは自然主義であると、フーコーに結論づけさせることを可能としたのがこれなのである。歴史的には自由主義は情熱の漸進的制限と、その経済的側面のみへの関心、つまり利潤の追求および物質的財の獲得への関心から生まれている。フーコーは人口概念のおかげで、逆方向に進み、政治経済学の知識を、

拡大された統治性のためのモデルとするのである。その結果、この段階で、政治的なものの排除が行われた。

フーコーにより読み返され、解釈された18世紀の論者たちによる、社会的現象の重要性と自然性のこうした発見が、全く異なった二つの方向性での分析を導いたということを強調しておこう。一方は、国家により人口に行使される生権力という概念を主張する。これは、しかしながら、よりラディカルな視点を伴う、個人のコントロールの研究のフーコー的プロジェクトの探求であり、その生物学的次元における身体をとりわけ強調するのである。つまりこのプロジェクトとは1990年代初頭以降のフーコーの遺産の一部を動員するのである。もう一方の分析は、逆に、自分自身の中に、また人口の自律性の中に弱い介入の理由を見出す節制の自由主義へと向けられている。まごうことなく、この二つのプロジェクトは、最初のいくつかの講義がしばしば暗示的に示しているように、フーコーの関心をひいたのである。しかしこれらの二つの潮流にのなかで、彼は第二のプロジェクトに、また政治経済学のヒューリスティックな効果（明らかに彼を当惑させた）の探求に、より関心を示したようである。

しかし彼は我々にどんな政治経済学について語ってくれるというのであろうか？フーコーはきわめて明確に政治経済学に関与しているが、統治にはそれほどでもない（NBP, p. 31）。それ故に彼は18世紀中葉に焦点を当て、とりわけ自由主義的勅令の10年間（1754-1764）に焦点を当てたのである。この期間は権力技術における大きな変化と近代的統治的理性の登場の時期であった。統治性のモデルに資する「経済学的知」について彼が語るとき、したがって彼は、きわめて少ないテキストのコーパスにしか言及せず、このことがこの知識の他の形態を無視させたり、ぼやかすように促したのである。こうして彼はかろうじて、穀物査察システムに固有な合理性を理解するのであった（STP, p. 35）。

したがってフーコーは、安全の装置、つまり自由主義的政治経済学（モノの現実性に依拠している）と、社会的なもののその他の組織形態との間の対立を厳格化するように促される。「安全は、想像的なものにおいて働く法とも、現実を補足するものにおいて働く規律とも異なります。それは現実において働こうとする。そのために特有の分析、処置によって、現実の要素を互いに働かせるのです」（STP, p. 49, 邦訳 p. 57）。フーコーは、産出されつつあるモノの現実性から機能する自由主義のこうした側面を強調し、自然の客観化可能な現象を強調する。しかしこうした対立は弱い。というのも彼がその推論を立脚させる食糧難のメカニズムと、より一般的に経済学もまた想像の労働の結果であるからである。これこそ、決してフーコーによっては引用されることのなかったNeckerが『穀物貿易に関する立法』のなかで示していることであって、それは市場の機能がどれほど集合的心理（規則性の存在をしくじらせ、商品の自然で正常な価格形成を排除する）に帰属しているかを強調しているのである。

その結果、もしフーコーが一般的に「経済学的知」を指摘しているとしても、彼はまったくもって整合的に、彼自身の政治経済学を精緻化しているのであり、それは人口という概念を構

築し補強するものしか考慮しないのである。

(1) つましい統治

おわかりいただいたように、中心的な役割は、人口（自然）/統治性（人工性）という対によってとらえられている。たとえフーコーが主として統治性の歴史について考察していると主張しているとしても、つまるところ彼の関心をもっともひくのは人口の問題、つまり社会の自律性の問題である。困難は、統治性にとって提起されている一般的定義が、その内容については何も語っていないことである。それにはまず、なぜ介入するのであろうか。自己制限が自由主義的統治性の性格を特定するとしても、またフーコーが「つましい統治」の必要性を主張するとしても、介入はそれにもかかわらず必要なのである。なぜなのか。

最初の理由は、人口の中での諸個人の利益が矛盾し、ないし対立していることである。こうして自由主義的統治術はどの点までなら、こうした利害対立が一般利益にとって危険とならないかを正確に決定しなければならないことになる。自由と安全全体を保証しなければならない。このことは、すべての自由の行使に固有な危険とリスクの一部を不可避免的に想定する。しかし同時に個人的利益に対する集合的利益の保護（逆も真なり）を想定する。第二の理由は、機能するためには、安全のメカニズムは自由の、大きな「消費者」であり、このメカニズムは、同時にその「生産者」でもなければならない。フーコーによりしばしば強調されたこのパラドクスは事実、あらゆる自由主義に固有であるが、自己制限された自由主義の場合においてはいっそう深刻である。こうして一例を挙げるにとどめるならば、市場の自由は、独占がないことを要請し、このことは競争とエージェントの自由な行為を制限する立法を想定するのである。

したがって自由と安全との間の裁量が絶えずなされなければならない。重大な帰結は、このように考えられた、この自由主義的統治術が、（自由に必要な代価として）コントロール手続きの膨大な飛躍を促すことである。まず統治は行為の全般的メカニズムを監視することを役目とするが、次いで、こうした監視が機能不全を暴くときには、統治は介入しなければならない。ベンサムは、『監獄の誕生』において際だっているが、ここに再び登場し、パノプティコンは、自由主義的統治の定式とさえ思われるのである。

したがって自由主義という、こうした新たな統治術は、自由との複雑な——曖昧ではないとしても——関係を関与させる。というのも、自由主義は自由を産出しなければならないが、そうすることで自由主義は自由を破壊するリスクがあるからである。ところがフーコーが、自由主義だけが統治的実践を定義するのではないということをよくわかっていたとしても、彼は、「良い介入」の精緻な定義を描き出すためにいかなる手がかりも与えていない。多くの機会に彼は、推論が続けられる単一の方向性、すなわち功利主義（それはもはや彼の考えにおいては社会組織のイデオロギーではなく、統治の（制限の）技術なのである）を強調する。従って功利主義とともに計算が唯一の統治理性となる。「統治理性がそうした限界を尊重しなければ

らないのは、統治理性がそれを、その目標に応じて、その目標に到達するための最良の手段として自ら計算することができる、その限りにおいてのことなのです」(NBP, p. 13, 邦訳 p. 15)。統治の合理性のこうしたテーマ（計算に過剰な重要性が与えられているということでハイパー合理性について語ることさえできよう）が重要である。というのも、こうしたテーマは統治性を、自然現象の客観化のほとんど直接的な追求とさせるからである。このテーマは非常にフーコーの関心を引いた。彼は例えば海洋法もしくは恒常的平和の計画の18世紀におけるその登場を指摘している。しかも「合理的に統治する技法」というこの考えについて、最後の講義、1979年4月4日のそれが完成するのである。しかしながらこれらの歴史的事例はあまり満足のいかないものである。というのもこれらは実際、自然主義の考え方、自然の秩序の考え方を説明しているからである。逆に、功利主義と計算への言及は、自由と安全との間での困難な裁量については何も語らない。この裁量こそが自由主義的統治性の中心的問題をなし、安全装置の中へのベンサムのパノプティコンの姿のこの驚くべき回帰のような逆説的提案へとフーコーを導いたのである。これらの装置の実施は、むしろこの本の中では、逆に、パノプティコンの姿を退けたのであるが。これらの困難の鍵はすでに上で述べた問題に関連づけられる。すなわちいかに統治の介入に制限を設定するか、すなわちいかに人口の自律性を保証するか（法の観点からの抵抗が失効しているいじょう）。

就中こうした困難を解消するために、フーコーは1979年1月31日の講義以降、1930-1950年代のドイツのオルド・リベラリズムと戦後のアメリカの新自由主義による回り道をするのである。結局、これらの二つの政治経済学が、介入の問題に対してかなりラディカルな解決策を提案するが、しかしそれは、フーコーがそれによって研究してきた当初の仮説を修正することによってなのである。こうした仮説は、安全の装置がそのあり得べき矛盾を考慮していた場所で、利益の自然発生的収斂をとりわけ提起するのである。

1948年に欧州においてよりも、ドイツにおいて、復興の要請、したがって介入主義的政策、とりわけケインズ主義的なそれが支配していた。ところが、1948年4月に、アングロ・アメリカ地域におけるドイツの行政に関する科学委員会の報告書が逆に、以下を勧告したのである。すなわち「経済過程の指導機能は、価格メカニズムによって、可能な限り最も広範に確保されなければならない」というのであり、穀物貿易の自由を確立した1774年9月の著名な勅令におけるテュルゴのそれを想起させる提案なのであった。自由主義のこうした定義は、この行政の責任者であるルドヴィヒ・エアハルトのコンサルタントたちの行ったことであり、このことがこの報告書をしてその活動の軸とさせたのである。これらの経済学者たちはオルドリベラリズム（その起源はワイマール共和国までさかのぼる）の集団を形成している。彼らによれば、19世紀末以降、自由主義的統治術は、その成功について言わば恐れを抱いていたのであり、それは自由主義の効果さえ制限するために、経済現象の国家的管理における介入技術を案出したのである。彼らの主要な「理論的強権発動」はハイエクやレブケといった思想家において明

示化されており、以下のように考えることであった。すなわちナチのシステムは極端な恐慌状態の結果なのではなく、ケインズの介入政策の論理的帰結、その進化の頂点なのであった。したがってオールドリベラリズムがナチズムから引き出した教訓は、国家により監視され制限された市場の自由を受け入れる代わりに、逆に、市場論理を全般化し、市場を国家の規制者としなければならないのである。18世紀と19世紀の自由放任主義の自由主義との、ある断絶が起こった。というのも、それは単に経済を自由に放任させるだけではなく、競争と市場の論理を拡張させたからである。ところが競争メカニズムを全般化するには自由市場の制定だけで十分であると考えらるならば「自然主義的素朴」というものであろう。競争メカニズムが社会の中で中心的役割を演じるためには、自由主義的な統治が積極的で、介入主義的でなければならないのである。「競争は統治技術の歴史的目標であり、遵守すべき自然の所与なのではない」(NBP, p. 124, 邦訳 p. 148)。このために、この巧妙できわめて効率的なメカニズムが十全に機能するために、公権力の介入は、市場の存在条件のみに捧げられなければならない。その他のすべての目標(完全雇用や購買力、財政収支等)は二次的なものに過ぎない。同様に、統治は社会への市場の破壊的效果を事後的に修正するべきではない。競争メカニズムがその都度調整役を務めるためには、統治は社会そのものに介入しなければならない。

フーコーによれば、こうした新たな考察は、別のタイプの資本主義の案出、すなわち企業資本主義をもたらし、そこではそれぞれの経済的エージェントもしくは各家計が自律的であると同時に、責任のある企業へと同化され、それは個人がもはや自分の生活環境や労働環境に対して疎外されないようにである。「企業」形態のこうした全般化はオールドリベラリズムを古典的な自由放任から区別させる。古典的自由放任にとってホモ・エコノミクスは本質的に交換の相手役なのであった。こうした全般化はもちろん経済調整を社会的諸関係のモデルとすることであり、さらに企業と関連した価値総体の全体(個人の独立性や倫理的責任など)を社会生活の中心に置くのである。こうした価値総体は競争メカニズムの冷徹さと対立し、レプケの表現によれば、こうした冷徹さは、「倫理的にも社会学的にも結合させるよりも解消する原則なのである」。したがって統治(政府)の介入主義は経済的性格のものではなく、社会的性格のものである。国家は、市場の脆弱な競争メカニズムを作用させるために、社会政策 *Gesellschaftspolitik* を実施する。こうした「社会の政策」は、市場構築に資するものであり、それは例えば、所有権へのアクセスを促すことによってであり、もしくは集団的社会保険の個人保険への代替を支援することによってである。競争がもはやたんに交換者のみならず企業を争わせるような自由主義的なこうした社会では、法律とは、市場のための単なるゲームの規則でしかあり得ないのである。

したがって経済学は政治的なものの構築にとっての参照基準となる。つまり経済学は国家に必要な正統性を産出し、経済的パートナー間の自由が政治的合意を創出する。さらに、経済学は社会的結合ないし文化的価値の構築の参照基準ともなるのである。こうした精緻な視角か

ら、また様々な議論とともに、ドイツのオルドリベリズムの論理的帰結がアメリカの新自由主義、とりわけシカゴ学派であり、これはニュー・ディールへの、さらにトルーマンからジョンソンに至る米国でとられた社会プログラムへの反動として展開されるのである。このアメリカの潮流の最も巨大なラディカルさと結合した重要な差異にもかかわらず、ドイツの伝統との共通点は多くあり、その最も際立ったものは以下のことである。すなわち二つの学派は、市場経済の観点からの分析は人間的行為のすべての側面に一般化可能であり、個人は自分自身の企業家としてみなされる、と考えていることである。ゲーリー・ベッカーのようなこれらの経済学者と、(フーコーがきわめて詳細な注目をあてている概念である) 人的資本理論の側面は、経済分析を社会生活の多様な部門へと拡張するのである。例えばそれぞれのエージェントは、後になって所得を産出するべく人的資本を形成するために自らの子供たちのために教育投資を決定するし、もしくは違法行為から得られる利得と罰則を受けるリスクとの間で裁量する。

ネオリベラルたちの一般化されたこうした経済学的視点の大きな利点は、こうした視点によって、統治活動をテストし、これを量的な批判の試験にかけられることを可能とさせることである。それ以降、競争のゲーム及び市場の実施に関して、その効率性の観点から統治活動を評価することが可能となった。18世紀の自由放任の自由主義に対する大きな分析的進展は、経済学がより一般的な統治性の単なるモデルないし説明ではなく、典型的な統治性となったことである。その結果、統治的介入についてのより精緻な定義と内容を与えることが可能となった。すなわち統治的介入は市場経済と競争が機能するための条件を制定しなければならない。その限界は定義そのものの中に含まれている。というのも自由競争と利益の収斂の空間としての社会の叙述は以下を想定しているからである。すなわち統治的介入は、市場の存在条件にしか、その法律枠組みにしか関心を持たず、その経済的内容もしくはその社会的帰結には関心を持たないのである。これこそおそらくフーコーになじみ深い「つましい統治」を最もよく定義しているものである。オルドリベリズムと新自由主義は、言わば、人口という概念を採用しているが、その自律性を確保し、公権力がもはや(ほとんど)介入する必要がないように、社会を操作することを、よりラディカルに課題として公権力に割り当てたのである。

(2) 実践と真理陳述のレジーム

自由主義的統治性のその歴史を記述するために、フーコーは多くの機会に、政治哲学の普遍性(主体や国家、市民社会など)からではなく、具体的な実践から始めたいと語り、また『監獄の誕生』において少し以前にすでに試験されていた手法によって、具体的な実践が考察され、合理化される仕方から始めたいと語っていた。こうしたプロジェクトは最初の段階で、つまり18世紀にあてられた段階で部分的には実現されている。というのも彼が功利主義的自由主義の一つの形態の存在を明らかにしたのは、就中、実践によってだからである。しかし、すでに

見てきたように、彼の関心を引くものを精緻化するという点ではこうしたプロジェクトは失敗しているが、それは厳密な意味では、彼が依拠している政治経済学のプロジェクト、すなわち自己制限された自由主義において失敗しているのではない。

したがって 18 世紀の自由主義から 20 世紀の自由主義への移行はこれらの二つの本により提起された中心問題、すなわち統制的自己制限の「理論的」解決において進むことを助けてくれるが、しかしこうした時間軸上の移動は新たな問題を提起する。すなわち「現実的なもの」への関係の問題である。結局のところ、ドイツとアメリカの新自由主義にあてられた第二段階では、理論的形態でしかないものの精緻化、すなわち制限された統治性、「行為の仕方」から切断された言説を利用するために、実践が消失することになる。

表象のこうした歴史を現実性の歴史の中に根付かせるというフーコーのもう一つの別の試みは、真理陳述（誠実さ）のレジームという概念を動員することである。それは、監獄に関わろうと精神医療制度であろうとセクシュアリティに関わろうと、「思考システムの歴史」というより一般的な彼のプロジェクトにとって本質的なことがわかる。真理陳述のレジームの歴史を作ることは、（思考システムが何が真実であることを示していると信じるとき）思考システムが有する効果に関心を向けることである。こうしてフーコーは以下のことを想起させてくれる。すなわち「医師たちが性ないし狂気について語りえた錯誤のすべてを思い起こしてみても、そんなことは我々にとって何の役にも立ちません。（中略）重要なのはただ、今ではどうやら真ではなかったことが知られているいくつかの事柄に関して、それを真であると語り断言することを当時の医師たちに対して可能にしたものとしての、真理陳述の体制を明らかにすることのみです」（NBP, 邦訳, p. 46）。ところがフーコーが考えるには、18 世紀の中葉以降、とりわけ食糧難の管理のために開発された様々な技術とともに、現代人にとっては、自由市場が、「私が真理陳述と呼ぶ場所」（NBP, p. 34, 邦訳 p. 40）となりつつある。こうして政治経済学にしたがって自由放任された市場により表明される「真理」が、重商主義により望まれた永続的な警察の介入に代替する。フーコーは意味論的な曖昧さを見事に使いこなす。というのも当時の経済学者たちは、自由市場で得られる財の価格を示すのに、「真の価格」という表現をまさに使用しているからであり、それが真と見なされるのは、価格が個人的行為のみならず共通の目標（食糧難に対抗する人口の維持、より広範には富の産出）に合致した統制的実践をも妥当化するからである。

フーコーがこうした考え方に与えた重要性はよく理解できる。というのも一方では市場の「真理」は統制的実践の自己制限を支える最も強い議論の一つをなしているからであり、他方で、真理陳述のレジームの原則が政治経済学に対して、物事の滞りない進行についての効率性と行動を付与するからである。しかしこの原則は、フーコーがそのように考えているような政治経済学にも適用されるだろうか？我々はそれについて疑ってみることができる。もし我々が、自由主義的な政治経済学が経済政策と市場組織化に影響を与えることを、容易に受け入れるこ

とができるとしても、こうした政策の効果が市場で観察された結果によって測定できると認めることはより困難なのである。例えば精神医学との本質的な違いが存在する。精神医学的言説は、それが規範的であるが故に、狂気と正常さとの間で、もしくは適切な性的実践と逸脱したそれとの間での区別を定義するために「真理」の基準を決定し、社会生活に対して顕著な直接的効果を行行使する。しかし政治経済学は、もしそれが自由主義的政策を処方することができるとしても、その帰結をコントロールすることはできない。「真の価格」とはなんであろうか。もしそれが市場均衡の観点からのアプローチの中でしか意味を持たないような抽象ではないとしても、真の価格の抽象は、それに経験的内容を与える（特定の経済学者がそうしようとしているとしても）ことを困難にさせさせる。このことは、統治的政策をインデックスさせ、従って制限するための真の価格の抽象の使用を疑問視させるのではないだろうか。市場とは抽象的に真理陳述の原則である、こうした断定は自由主義的理論の野心に合致している。しかし市場は、自らを真理陳述の審級とし、従って統治的実践の制限を作り出すことができる「真理」を表明するデータを産出するという、こうした断定は行き過ぎである。経済理論についてのフーコーの視点が何であるのか彼が経済理論にどんな信用をおいていたのかを語ることはできないであろうが、彼は、その効果をまじめにとらえ、この意味で、彼は、（昔も今も、現実との、少なくとも複雑な関係を結んでいる）経済学的言説の特殊性をとらえ損なっている。

フーコーは、同様に、主権についての自由主義的批判を自らの考察に統合している。主権が彼においてすでに古いものとなっている考察に関わるからなおいっそう、そこには躊躇がないのである。

(3) 主権

結局のところ、主権の批判が、フーコーが久しい以前から権力の問題について行ってきた考察の中心にある。主権のモデルからラディカルに解放された支配についての考察を構築することが、彼の野心にある。彼は機会あるごとに、それについて説明してきたし、とりわけ『社会を防衛しなければならない』（以下 IFDLS と略）において、1976 年 1 月 14-21 日の講義——「主権理論への一種の訣別」（IFDLS, p. 37, 邦訳 p. 45）として明示的に提示されている——で説明されている。

「ですから、私が問題とするのは、主権及び主権に従えられた個人の従属という、法学にとっては中心的な問題に対して近道するか迂回するかして、主権と服従という問題の代わりに、支配と主体化＝従属化の問題を出現させることなのです」（IFDLS, p. 24-25, 邦訳 p. 29）。

しかしフーコーにとって主権とは何なのであろうか。本質的に一つの法的問題、すなわち権利の問題である。つまり一方では主体により譲渡された権利（彼らはこれを放棄した）と、他方では、主権者により獲得された権利（その名の下で彼は自らの権威を行行使する）がある。多くの機会において、フーコーは彼にとって主権モデルを構成する、こうした法的次元について

強調している。すなわち主権のモデルは、「法的形態の下で権力」⁹⁾をとらえる。『社会を防衛しなければならない』の中でフーコーが主体化＝従属化 *assujetissement* に対立させて服従 *obeissance* と名付けている法的秩序において、従属 *subordination* は、主体の側での、権威の正統性の主張への同意を想定している。そこからあまり干渉的でない権力が生じることになり、これは主体をあるがままにとらえ、意識を検査しようとしたりせず、魂を修正しようなどともしない。この権力はその場その場で、断続的な課徴金システム（課税が我々に、その典型的な姿を提供してくれる）の作用を通じて、主として富と財に働きかける。ところがフーコーは全く異なった性格の権力に関心を持つ。規律的権力がそれであり、これは、修正と監視のシステムを通じて、労働を抽出し、永続的な服従を産出するために、その時々 の 掌 握 に よ っ て で は なく緊密で、持続的な網の目 *quadrillage* を通じて作用する。ここにこそ、主権的権力にとっては根源的に異質な機能様式がある¹⁰⁾。主権の権力は君主の栄光をその中心に置くが、規律権力は主体の製造に関心を持つ。より一般的に、法律的なるものの拒絶は、フーコーが持っている強迫観念——その現実において権力を理解すること、その行為から想定される正統性の観点からではなく、身体 の 接 触 に よ っ て で も 主 体 を 変 容 さ せ る そ の 効 率 性 に お い て 権 力 を 理 解 す る こ と——を示している。「権力を、リヴァイアサンのモデルの外で、法的主権と国家制度によって画定された領域の外で研究すべきである。権力を、支配技術と支配戦術を起点として、分析すべきなのです」(IFDLS, p. 30, 邦訳 p. 37)。

第一部で示しておいたように、法的モデルへのこうした批判は、フーコーが、ついに安全装置の研究に至るときにいっそう強まることになる。この場合、これらの装置に固有な論理と法的論理との間で、市場と契約との間で存在する距離を彼が強調しているのが見られる。このことはフーコーをして、契約と市場の異質さについての提案（自由主義的経済学者たちを当惑させることであろう）に導く（NBP, p. 279）。もしそういう事情であれば——と、フーコーは言う——、それは、契約的結合が、法的主体において、ある権利の保全の代わりに、別の権利の放棄を想定しているからなのであり、このことを彼は「委譲の原理」(NBP, p. 279, 邦

7) Jacques Necker, *Sur la législation et le commerce des grains*, Paris, Possot, 1775

8) Michel Foucault, *Il faut défendre la société: cours au Collège de France, 1975-1976*, ed. Par M. Senellart sous la dir. De F. Ewald, A. Fontana, Paris, Gallimard/Le Seuil, 1997, p. 37 (『社会は防衛しなければならない』石田、小野訳, p. 45)

9) Michel Foucault, *Historie de la sexualité, 1. La volonté de savoir*, Paris, Gallimard, 1991, p. 112 (邦訳「性の歴史 I 知への意志」, 渡辺訳, 新潮社 p. 112)

10) これらの二つの権力の異質性がきわめて強いために、規律的権力について、ミシェル・フーコーは以下のように書いている。「この非主権型の、つまり主権の形態とは無縁な権力、それこそが『規律型』権力です。この権力は、主権論のタームでは記述することも正当化することもできず、ラディカルに異質で、本来ならば主権論というあの巨大な法体系の消滅自体をもたらすはずであったといえる」(M. フーコー『社会は防衛しなければならない』p. 33, 邦訳 p. 39)。

訳 p. 338) とよぶ。ところが、経済学的領域においては、ホモエコノミクスは何ものも放棄しないというかぎりでは、事情は全く異なる。ホモエコノミクスはその都度、自らの利益に完全に忠実である。この利益が彼をして一貫して導くのである。すなわち「一人ひとりが自分自身の利害関心に従うことが可能であるばかりでなく、一人ひとりが自分自身の利害関心に従い、それを最大限に推し進めようとする必要がある」(NBP, p. 279, 邦訳 p. 339)。法律的なるものへのこうした新たな批判は、主権の完全なる消失には行き着かないが、主権がもはや周縁的役割しか果たさず、この思想家の関心をもはやほとんど喚起しない背景のようでしかない。たとえフーコーが以下のように記述しているとしても、「主権に関する問題は抹消されたわけではない。それどころか、この問題はかつてないほど先鋭化された」(STP, p. 110, 邦訳 p. 131)、彼の考察の現実においては、全くそうではないと断言せざるを得ない。主権はもはや、統治の言いなりの装置としてしか現れず、完全に統治に奉仕するものと考えられている。すなわち「今や統治術が存在して展開している以上、問題は、国家を特徴付ける主権にどのような法的形式・制度的形式・法的基礎を与えられるかということになったのです」(STP, p. 110, 邦訳 p. 130)。これこそ、彼が主権について語ることになるすべてである。

(4) 経済的主権者は存在しない

しかしながら『生政治の誕生』において、フーコーはより遠くまで踏み込む。この講義を機会に、彼は、その主権の拒絶において、言わば決定的に、新たな段階に到達する。彼がそうしたのは、一部はハイエクの思考に触発されたテーゼを基礎にしてのことである。すなわち「市場経済は、あらゆる全体論的知識を逃れる」。なるほど、ハイエクによれば、競争的機能の抽象的原則を明示化することができる。しかし特別な事実もしくはあれこれの経済状況の実践的知識は、決定的に我々を逃れるのである。こうした事情であるとするれば、それは市場経済が複雑なシステムだからである。市場経済はローカルな無限の適応からなり、この適応は頭で検討することはできないのである。というのも、最も単純な経済状態でさえ、その完全な記述は、数百万の相互作用を働かせているし、人間の脳がとらえることができる以上の情報よりもより膨大な数の情報の動員を想定するであろう。このために経済世界は不透明なのである。「それは、その本性上、全体化不可能なものです」(NBP, p. 285, 邦訳, p. 347)。その結果、国家は効果的に介入する認知的手段を持たないのである。その介入は市場経済の複雑性に突き当たる。そこから、主権者が経済過程を運営することの性向の根源的な失格が引き出される。それは、主権者がその権利を有していないからなのではなく、主権者はその能力を有していないことによる。すなわち「あなたができないのは、あなたが知らないからであり、あなたが知らないのはあなたが知りえないからだ」(NBP, p. 286, 邦訳 p. 348)。

結局、ここで基準として役立つのは自生的な秩序のモデルである。それは、フーコーにたいして、私的利益の厳密な領域にとって外在的なあらゆる介入に対して根本的にアレルギーを持

たせるものとして、競争メカニズムを考察させるようにさせるのである。市場的世界は、熟慮した行動の対象としてとらえるには複雑すぎる。競争の調整が機能するためには、国家活動は必要でないばかりでなく、さらに、こうした活動は全くもって攪乱的なのである。フーコーはこうした分析を、経済的主権の不必要性についてのきわめて強い提案により締めくくる。すなわち「経済学は全体性なしの学問分野であるということ。経済学は、統治すべき国家の全体性に対する主権的視点、主権者の視点が、ただ単に不要であるばかりでなく不可能でもあるということ」を表明し始める学問分野なのです」(NBP, p. 286, 邦訳 p. 347)。そこから彼は、「経済的主権者」(NBP, p. 287, 邦訳 p. 349)は存在しないと結論づける。さらに外在性及び超越性についてのこうした告発は国家活動のみに限られない。それは、すべてのアクター（自らの活動に集合的目的を付与するために、自分自身の個人的利益を視点から失っているような）をもまた対象としている。何よりもまず、各人は自らの役割にとどまり、それに厳格にしがみつき、つまり「自らの利益を最大限に追求し」なければならない。もしこうした行動指針をなおざりにし、公共的関心を向けるような何らかのアクターが見られるとすれば、それは逸脱の源泉でしかない。あらゆるこのような分析は、経済学において、常に、マンデヴィューにしたがって、近視眼および「短い展望」(NBP, p. 284-285, 邦訳 p. 346)を優先しなければならない、という逆説的考え方に行き着く。「不明瞭さ、盲目性が、あらゆる経済主体にとって絶対に必要である」(NBP, p. 283, 邦訳 p. 344)。そして国家が長期の視点を持つなどとするとき、見られるのは「妄想」である。

まなざしや可視性についてのこうした分析はさらに特異である。こうした分析を、全く逆のその姿をそこに見るために、パノプティコンについてフーコーがもたらした考察へと接近させられる。ネオリベラルな経済学は、価格が彼らによく伝えようとするものしか知覚しない近視眼的個人のみならず、中央集権的なあらゆる監視（個人を規律訓練しにやってくるであろう）から自由な個人からなる世界を記述する。一方ではすべてをコントロールする権力が見られ（それはすべてを見るし、すべてを知っている）、他方では、厳密に制限された権力が見られる（それは何も見ないし、何も知らない）。これほど際立った対立は想像できない。

(5) 貨幣

しかしながら全体性なしの経済学についての自由主義的なこうした観念は、自らに本質的な市場的現実を、すなわち貨幣関係を統合することに成功せず、こうした現実突き当たって座礁する¹¹⁾。このことを理解するためには、貨幣をめぐる立法機関を考察するだけで十分である。

11) ハイエク自身がこのことにきわめて意識的であったために、中央銀行発行貨幣を私的な競合する支払い手段によって置き換えるべくこの中央貨幣を廃止するような改革プランの起草者でもあったことを思い起こそう。以下を参照。A. VON Hayek, *Denationalisation of money- the agrgument refined: An analysis of the theory and practice of concurrent carrencies*, Londre, Institute of Economic

競争的秩序へのその違法ともいえる性格は一目瞭然である。一方では、特定の制度、すなわち中央銀行に対して貨幣を発行する特権を付与する発行の独占について、他方では、市場的アクターに対して、その交換においてこの貨幣を受け入れるように強いる兌換紙幣制度について考えてみよう。独占と制約、ここでは我々は、競争と自由意思による交換という基本的な自由主義的主張からかなり隔たっている。もしこれに、貨幣と権力を統合させてきた数百年にわたる結合を加えるならば、自生的秩序のあらゆる主張者を意気阻喪させる図柄の前に我々はいることになる。貨幣によって疑問視されることになるのが、見えざる手という考え方なのである。すなわち市場的秩序の全般化はそこで、まったく明白で可視的な形態、すなわち貨幣政策をとるのである。なお容易に理解されるであろうことは、自由主義的考察の多くの部分は、貨幣を「中立化させる」ことを自らに課しているということである。そのことによって、競争規則にこれほど対立した制度的なこうした存在を受け入れる概念枠組みを理解しなければならない。しかしそれは、こうした存在は経済的諸関係の現実には影響がないことをそのすぐ後で確認するためなのである。すなわち、その存在はその競争的性質を修正しない。なぜなのか。それは、貨幣とは、メッセージの内容について介入することなく意思疎通することを可能とさせる言語のように、たんなる取り決めであろうからである。貨幣発行が2倍になったとしても、すべての価格は、基礎的なことは何も影響されず、それぞれの商品の交換比率も生産水準も、雇用も影響を受けない。貨幣は中立であると言うことは、そのことを正確に言うことである。あるいはまた、貨幣とは、アクターの現状を修正することなしに取引をいっそう容易にさせることを目的とする純粋な道具なのである¹²⁾。さらに市場経済の最も進んだ定式化は、現代経済学的思考を根本的に構成しているそれ、すなわちワルラス的観念であり、貨幣が存在していないような市場の分析を提案していることを思い起こそう。貨幣が競争秩序に関する自由主義的思考に対して提示する深刻なこうした奇妙さを説明するのにこれ以上の好例は見つけ出せないであろう。

新自由主義的思考の注意深い読者としてのフーコーは、こうした分析に従う。貨幣 *monnaie* も、お金 *argent* も索引の中に登場しない。貨幣と主権との間の緊密で確実な結合でさえ彼の注意を引かない。彼が、経済アクター間での相互行為を想像するとき、それは、彼が考える市場のみから構成された世界なのである。ところが貨幣は副次的な要素でも、中立的な道具でもない。それは、経済において主権者がまとう種別的形態である。この理由のために、貨幣につ

↘ Affairs, 1976.

12) この点を明確に推し進めたのがシュンペーターであった。「このことは以下を意味する。すなわち貨幣は実際、単なる技術手段であって、根本問題が問題視されるたびごとに無視されることができたり、もしくは貨幣はみずからの背後に隠れた特徴を発見するために除去されるべきヴェールである。もしくは、なお別の言葉で言えば、貨幣が意味するのは、実物経済と貨幣経済との間には本質的な『理論的な』相違がないということである」(J. シュンペーター『経済分析の歴史』, 邦訳 p. 287)

いての新自由主義的な不快感が理解できる。しかしここでは、この点に関する理論的議論に入ることは重要ではない¹³⁾。我々が示したいことは、ケインズのテーマに関するフーコーによる専一的使用がどの程度まで、彼をして、市場経済において主権者が演じる役割についての誤った見方に導いたかである。1979年1月31日の講義において彼が提案した西ドイツの誕生の分析がその機会であろう。

西ドイツの誕生の例がそれほどフーコー（一つの講義全体をこれに割いている）の関心を引いたとすれば、それが、極限的経験について、すなわちまさに主権者の行為の外側での共同体の構築について考察させるからである。この出来事の理論的射程を強調しすぎることはなからう。そこに、主権者の無用さについて以前に展開されたテーゼの、言わば経験的確認を読み取らなければならない。西ドイツはフーコーに対して、歴史的な主権の行使に基づいてではなく——ナチズムの後では、まさにドイツ人たちはもはやかかる主権を有してはいなかった——、経済的自由の制度化に基づいた社会の事例を提供したのである。強い定式化によってフーコーが要約したことは、「経済的自由の行使を保証することによって国家を正統なものとして創設すること」（NBP, p. 85, 邦訳 p. 100）である。歴史的権利および、政治的正統性が存在しなかったので、価格の自由の中に、社会的市場経済についての L. エアハルトによる 1948 年 6 月の決断のなかにこそ、新しい西ドイツ国家の建立を見出さなければならないであろう。主権の権力の限界に関する理論的分析はここで、その典型的な表現を見いだす。フーコーはそこから、（「包括的に経済的な」と呼ぶうる——というのも、交換の自由のゲームのみにより、主権的制約の外側で産出されたから——）社会の記述を引き出す。

「しかし——そしてこれが、ルートヴィヒ・エアハルトのテキストのなかで暗に語られていることです——その自然本姓ないし起源が問題とならないような制度的枠組 X を想定してみましょう。そうした制度的枠組 X は、現状において法的強制権を基礎づけるものなど何もない以上、主権を行使することをその機能とするものでももちろんなく、単に自由を保証することをその機能とするものである、と想定してみましょう。したがって問題は制約することではなく、ただ単に自由の空間を創造すること、自由を保証すること、その自由をまさしく経済の領域において保証することです。そして今度は、制約の権力を主権的に行使することではなくただ単に自由の空間を打ち立てることを機能とするものとしての制度的枠組 X において、幾人かの個人が、そうした制度的枠組みによって彼らに保証された経済的自由のゲームに参加することを自由に受け入れるものと想定してみましょう。そのとき一体何が起こるのでしょうか。そうした自由が行使されるとしたら、そうした自由を行使するよう制約を受けるのではなく単にそれを行使する可能性を与えられるだけの個人によってそうした自由が自由に行使されると

13) この問題については以下を参照。M. Aglietta, A. Orléan, (ed) *La monnaie souveraine*, Paris, Editions Odile Jacob, 1998 (M. アグリエッタ, A. オルレアン編著『貨幣主権論』坂口, 中野, 中原訳, 藤原書店)

したら、それは一体何を意味することになるのでしょうか。それが意味するのは、そうした枠組が支持されたということ、なされるうるあらゆる決定に対する同意が得られたということになるでしょう。それではそうした決定が何を行うためになされるのかといえば、それはまさしく、経済的自由を保証するため、あるいは経済的自由を可能にするものを保証するためです。別の言い方をするなら、経済的自由の制度は、いわば政治的主権を形成するための吸い上げ管ないし糸口のようなものとして機能しなければならないということ、あるいはいずれにしてもそのようなものとして機能できるようになるということです」(NBP, p. 84, 邦訳 p. 99-100)

この驚くべき引用を注意深く読まなければならない。フーコーが共同での生活の創設を記述するのは、主権的行為(制約の権力により領土の中で諸個人を統一することになる)によってではなく、経済的自由の制度に基づいてなのであった。フーコーは我々に以下のように語る。社会の成員の同意に値するのは、制定されたこうした自由の自発的行使なのである。なぜであろうか。競争的实践が生み出すと想定されている経済的厚生 viewpoint からの便益の効果によってである。なるほど、こうした集合的同意は政治的形態をとることになるだろうが、しかしその動機においては、こうした同意は政治的性格ではない。それは別のものであり、自由のゲームによる自発的同意なのである。次節が示すように、特別な政治的機構を必要とすることなく、完全に自律的に存在している市民社会の可能性を考えることが重要なのである。フーコーは、経済の、こうした特別な、まさに政治的な役割が、その起源以来、現代ドイツの根本的な特徴の一つとしてあり続けているという事実を主張する。

「じっさい現代ドイツにおいて、経済、経済的発展、経済成長は、実際にはなにがしかの主権、なにがしかの政治的主権を、まさにその経済を機能させる制度および制度的作用によって生産しています。経済は、自らを保証するものとしての国家のために、なにがしかの正統性を生産しているのです。別の言い方をするなら、経済が公法を作り出すということであり、これは、絶対的に重要な現象、おそらく歴史の中で完全に唯一ではないとはいえ、少なくとも我々の時代においては非常に特異な現象です」(NBP, p. 85-86, 邦訳 p. 101-102)

「公法を創出する経済」(NBP, p. 86, 邦訳 p. 102)は、自由主義の究極的定式ではないであろうか。それとも、もしそう言いたいのなら、法律に対する経済の、主権に対する統治性の優位性の確認である。経済は政治的記号を産出する。そのみで経済は正当化に値する。換言すれば、領土の定義を目的とし、市民の集合的同意を確保することを目的とし、正統なる暴力の独占手段とする、種別的政治的機構の存在は、もはや必要な契機としては現れない。我々は制約する権力なしで完全に済ますことができる。経済的自由のみが、アクターたちの社会的結合と集合的合意を確保するのに十分に強力な効果を産出する。経済的自由は、(市民を分裂させる傾向を常に有している)政治的なものよりも、よりよく合意を産出する。それは、法律的正統性よりもより具体的な、より強力な何か良いものを創出することで、合意を作り出すのである。すなわち合意という形での社会的結合、信頼であり、「経済プロセスの内部で主体とし

て現れうる人々すべての恒久的なコンセンサスを生産するということです。投資家、労働者、経営者、組合といった、経済における取引相手のすべてが、自由の経済ゲームを受け入れるまさにその限りにおいて、一つの政治的コンセンサスを生産するのです」(NBP, p. 85-86, 邦訳 p. 102)。こうしたことが、西ドイツ国家の新たな、特異な定式化である。それは、我々に対して、主権者のない国家を、「ラディカルに経済的な国家」(投資家及び労働者、社長、組合を統一させる)を考えさせる(NBP, p. 87, 邦訳 p. 104)。最後に、この「主権の理論の巨大な法体系」——フーコーはその消失を予言している——は、純粋な経済的国家の概念を登場させるべく、効率的に消失したことであろう。我々はここで、こうした軌跡(フーコーがもはや統治にしか語らないようになるために、徐々に、主権者について考えるのをやめてしまった)の極限にいることになる。

「人口について語るうちに、頭に浮かんで離れなくなった言葉があるのです。頭に浮かんでいた言葉は『統治』です。人口について語れば語るほど、私は『主権者』とは言わなくなってきました。(中略)統治が主権より、君臨より、帝権 imperium よりも根底にあるという事実」(STP, p. 78, 邦訳, p. 92)である。

しかしながら、1948-49年におけるドイツの経済状況についてのより詳細な考察は、全く異なった分析を課することになる。

フーコーにとっては1948年6月24日の価格自由化がドイツ国家のこうした復興の旺盛な時期をなしていた。これを通じて、経済的作用が確立され、この作用がその積極的效果を生み出すのである。しかしながらこうした分析は多くの疑問を提起し、まずは歴史的なそれであるが、とりわけ理論的な疑問である。奇妙なことに、彼がドイツの復興を分析するとき、フーコーは、その最初の、最も典型的な法的行為、すなわち1948年の6月20日の貨幣改革について言及しないのである。新しい貨幣、ドイツ・マルク(DM)が創出され、古い貨幣 Reichsmark は廃止され、1948年6月20日の日曜日に、一人あたり40DMの最初の支給が組織された。こうした忘却はよりいっそう奇妙である。というのも解説者たちは異口同音に、この改革が演じた役割の絶大なる重要性を強調しているからである。このために、1948年6月20日は現代ドイツにとって、その誕生日として、根本的な日付なのである。結局DMの導入は将来の連邦共和国にとって決定的な転換点をなし、1949年における連邦共和国の公式的発足よりもいっそう顕著なのである。そのうえ、西側の三つの占領地全体に作用する最初の制度がドイツ連邦銀行、すなわち将来の中央銀行であったことを指摘しておこう。換言すれば、ドイツ連邦銀行は、ドイツ連邦共和国の制度的存在の最初の形態なのである。もしフーコーの分析が1948年6月24日の法律に集中しているとしても、その表題そのもの(「貨幣改革後の価格の管理原則と価格政策に関する法律」)が、ドイツ連邦共和国を、貨幣改革に由来するものとして示している。こうした自由化が意味を持ったのは、また効果的でありえたのは、貨幣改革が行われたからである。価格政策にその効率性を付与したのは、多すぎる貨幣の削除であった。価格そのものが

意味を持つようにするためには、貨幣改革が必要だったのである。しかしながらフーコーはそれについては一言も語らない。

ところが、どうして我々は 1948 年の貨幣改革と関係するのであろうか。その最初の争点は何なのか。この改革がドイツのイニシアチブの結果ではない（と言うのも、フーコーが正しくも指摘しているように、1945 年 5 月以降、もはやドイツの行政も政府さえも存在していなかったからである）ことを観察することで、その最初の観念が得られるだろう。それは西側陣営、アメリカ合衆国の支配的力により構想され実施された活動である。米国が英国やフランスといったパートナー諸国にこれを課したのである。換言すれば、貨幣改革は占領の軍事力により突き動かされた行為であった。その争点は、本質的に政治的な性格のものである。すなわち共産主義勢力と直面することができる一つの新しい国を創出することなのである。ここでは主権の最も純粋な領域の中にいることになる。すべてのステークホルダーはそのことを完全に意識しているし、何よりもまずソ連がこれに反対する。彼らの抵抗は、1945 年 8 月のポツダム条約の条項に依拠する。それはドイツが「経済単位のみとして処遇される」べきであることを宣言している。ソ連邦はこの貨幣的イニシアチブに対して反応し、ベルリン包囲を宣言し、その直接的目的はドイツマルクの流通をそこで禁じることであった。ここには貨幣問題の中心性が見られ、またその主権および領土の問題とのその錯綜した結合が見られるのである。それぞれお互いを解きほぐすことなど決してできないのである。そのうえ、ドイツの貨幣改革とともにドイツの分割と冷戦が現実のものとなった。

ベルリンの問題以上に、貨幣改革とその性格のこうした争点をうまく説明するものはない。西側地帯を自立化させることで、ドイツを分割するように導くこうした改革へのソ連の反対を完全に意識して、同盟国側は、最初に、ベルリンを改革の外側に置いたのである。このとき彼らはその特別な地位と、その複雑な地政学的状況に適合した、ベルリンの貨幣的統一を可能とさせる 4 カ国合意に至ることができると期待したのである。1948 年 6 月 20 日の貨幣の交換（そのときそれぞれのドイツ人は最初の割り当て分 40DM を得た）もまたベルリンには関係しなかった。こうした制限は Ernst Reuter を中心に、西側経済システムへの西ベルリンの全体的統合を要請した、西側寄りの西部のベルリンの人々を不安にさせた。このことは同一貨幣を共有することを示していたからである。すなわち「貨幣を持つこと、それは権力を持つことである」¹⁴⁾。貨幣改革へのソ連の回答は、一方では、彼らの地帯全体（大ベルリンを含む）における西ドイツ DM の禁止であり、競合的な新たな貨幣の創出であった。ソ連の軍事的統治当局は、西側地帯で配布された紙幣はソ連占領下の地帯では流通しないと宣言した。その結果、ソ連軍事統治当局はベルリン封鎖に着手した。その上、それは、ソ連の地帯での新しい貨幣の

14) 以下の 575 ページを参照。Heinrich Winkler, *Histoire de l'Allemagne, XIX-Xxsiècle. Le long chemin vers l'Occident*, Paris, Fayard, 2005

創出を表明した。ただちに西側諸国は、自らの地帯でのこうした決定の適用を拒絶し、ついに、そこに新たな貨幣 DM と区別するために B とスタンプを押した新しい貨幣を導入することを決定した。しかし彼らは彼らの占領地帯においてソ連の貨幣の流通も許可した。貨幣と主権とを結合させる内在的な結合をこれほどうまく表明することはできないであろう。すなわち冷戦は、貨幣問題（その争点は西側に好意的なドイツの存在であった）を最初の戦闘の領域としたのである。誰が貨幣を発行するかを決定することは、単に技術的な問題だけでなく、政治的問題である。それは誰が主権者であるかを特定することである。

こうした簡潔な分析がはっきりと示すのは、西ドイツ国家を根本的に経済的な国家として考えることはできないということである。その根っこにあるのは、米国の配慮と、その共産主義の「封じ込め」政策なのである。つましい統治の問題はここでは完全に副次的な問題しか演じていない（もしそれが役割を演じているとしても）。こうして、フーコーは、最も古典的な主権の政治、戦闘状態にある諸力の政治に属することを深刻なほどに過小評価しているように見える。DM が純粋に主権の問題であるということ、我々はそこから、ドイツ人たちがそこではいかなる部分も占めてはいないことを示すことで、ある考えを抱くことができる。「Rothwesen の教皇選挙会議」の枠組で、こうした改革の技術的布置を精緻化するテキストをまとめるためにしか、ドイツ人専門家たちが召還されることはなかった。またフーコーとは逆に、1948 年の改革は政治的目的を持っていたことを考えなければならない。貨幣の中立性という考えとは逆に、こうした改革によりもたらされた再分配効果の重要性を頭に入れておくとき、そのことはよりはっきりとわかる。詳細に入らずに、これを簡潔に言えば、貨幣預金であったすべてのものは強く価値下落させられ、他方、実物の所有物（資本、不動産、生産手段）はかなりの程度損害を免れた。Michael L. Hughes はこの点について、その規模において、ソ連の農業の強制的集団化に比するくらいの歴史的な富の最大規模の没収について語っている¹⁵⁾。

フーコーは貨幣を交換の中立的道具とする概念枠組みに同意するので、彼はその再分配効果を通じた貨幣効果が生み出した重大な政治的対立を完全に曖昧なままにしておく。競争の力によって調和化された自らの利益の表出をめぐるアクターたち（投資家、労働者、社長、組合）の集合的同意を引き起こす経済的ゲームについて提案されたイメージとは逆に、貨幣改革はきわめて広い議論と論争の対象となり、西ドイツの政治体を強く分裂させた。改革は、とりわけ不公正なものとして体験された。それは、この改革が現物財産には触れず、貨幣で評価される権利しか価値下落させなかったという事実による。このとき、フーコーが語る自動的同意と

15) Michael L. Hughes, *Shoulering the burdens of defeat: West Germany and reconstruction of social justice*, Chapel Hill/Londres, The North Carolina Press, 1999., p. 321. この例がはっきり示しているように、貨幣は中立などというものではなく、それは、所有権の使用へのその効果によって、社会的ヒエラルキーを強く条件付けていることである。

はきわめて離れていたことになる。さらに加えて彼が競争的ゲームに関心を向けていたとき、このゲームが例えば賃金に関して非同意を生み出すなどという可能性については決して指摘していない。ところが経済状況に関して、重大な疑念が価格自由化に引き続いて明らかになった。それが引き起こしたインフレが、賃労働者の購買力をそぎ、1948年11月12日に900万人のドイツ人が、生活費の高騰に抗議するために、ドイツ労働連盟DGBのアピールに呼応して24時間の職場放棄を行った。したがって永続的な合意という考え方は西ドイツ形成の期間については採用できない。次いで、良好な経済的成果は確かに重要な政治的效果を持った。それは社会的市場経済モデルを中心に強い集合的同意を呼び起こした。

(6) バート・ゴードスベルク会議と自由主義的統治性

政治的正統性の西ドイツの観念においてオルドリベラリズム的分析が演じる役割の重要性もまた、フーコーにおいて強く現れている。それは彼が1959年にバート・ゴードスベルクの有名な会議における社会的市場経済へのドイツ社会民主党SPDの同意に関心を持ったときである。彼は、裏切りという観点からのこの出来事の古典的分析——フーコーがこの文章を書いている時期に、左翼及び極左を支配していた分析——に対して距離をとることから始めた。こうした告発は、社会的市場経済の枠組みにおける「公平な社会的秩序」の可能性に関するSPDにより提起された正当化の中に、その譲歩を示す偽善しか見ないのである。フーコーの場合はそうではなく、以下のように書いている。

「しかしこの同じ言葉を別の耳によって、あるいは別の理論的『バックグラウンド』から出発して聴く者にとって、そうした言葉は——『公平な社会秩序』、『正真正銘の経済的競争の条件』といった言葉は——全く別の響きを持ちます。というのも、そうした言葉は（これもやはり次回皆さんに説明したいと思っています）、市場の自由の効力と有用性に関する単なる経済理論とは異なる学説とプログラムの総体に対する賛同を示すものであるからです。すなわちそれは、一つのタイプの統治性のような何かへの賛同であり、まさしくこれによって、ドイツ経済は正統な国家にとっての基礎として役立ったのです」(NBP, p. 90-91, 邦訳 p. 108)。

フーコーは、彼がドイツ連邦国家について行ったばかりの分析に照らして、新自由主義へのSPDのこうした賛同を分析する。彼のテーゼは以下の通りである。すなわちドイツの状況は逆の状況に我々を直面させる。というのも「経済的なものこそが国家に対して根底的なものであり、国家がしかじかの経済的選択に対して歴史的かつ法的な枠組をなすのではなかったからです」(NBP, p. 91, 邦訳 p. 109)。しかし政治的正統性の根拠は経済法則そのものの中に、すなわち自由主義的統治性の中に見出されるべきであり、こうした論理を受け容れることが政治的ゲームへの参加の必須条件をなしている。バート・ゴードスベルク会議でもまた、1948年以降、ドイツが与えられた統治性のゲームに参入するためには、SPDは、ドイツの根本的な政治的経済的コンセンサスとして科せられつつあるもの、すなわち経済成長のコンセンサスに同

意することが重要なのであった。その上、フーコーはこの1979年——フランスの左翼が政権の門口にいるとき——に、きわめて遠くまで進む。というのも彼は、社会主義的統治性は存在しないという事実を主張したからである（NBP, p. 93-95, 邦訳 p. 111）。彼は社会主義について、「歴史的合理性および経済的合理性、行政的合理性」を認めるが、自律的統治性については認めない。彼にとっては、社会主義が存在するためには、それは多様なタイプの統治性に接合されなければならないのである。

欧州連合について、こうした解説格子を適用したくなってくる。結局、経済的なものと政治的なものの同様の倒錯、貨幣規則の同様の根本的役割がそこに見られる。その上、新たに、憲法条約案が示しているように、そこでは競争規範が、構造的役割を演じており、それはたんに、経済的なもののためではなく、より広く政治的制度の観念そのもののためになるのである。ドイツ連邦共和国についてフーコーが書いているように、問題はもはや次のようではない。すなわち国家はどんな自由を経済的なものに残してやれるか、ではない。そうではなく、経済的自由が、国家の正統性を効果的に基礎づけることを可能とさせるという意味で、いかにして経済的自由が国家化の機能と役割を持ちうるだろうか、なのである（NBP, p. 95-96）。要するに、欧州の状況の研究に取りかかるためには、自由主義的な統治性が、確かに決定的な観念なのである。

3. 自由主義の政治的目標

こうした批判的な読解は多くの側面で不十分である。というのも、それは、フーコーの考察において本質をなしているものを——おそらく——とらえ損なっているという感覚を残させるからである。真の問題は確かに、他のところにある。自由主義についてのこれほど特殊な形態についてのこの哲学者のこうした関心はなぜなのか。フーコーのような哲学者による、結局のところそれほど批判的でもない——この事実の故に驚くべきなのだが——ドイツ及びアメリカの新自由主義のこうした動員はなぜなのか。主権なしの経済および政治のかくも危険なこうした探求はなぜなのか。

(1) 主人と権力

第三の講義以降、フーコーはその聴衆に対して以下のように説明する。すなわち彼の以前の著作において法体系に対する規律訓練的メカニズムの種別性を研究した後で、彼は、この講義の中では、規律訓練と安全メカニズムとの間の相違について考察しようとする。彼の公然たる目的は「主人なるものを繰り返し引き合いに出すのをやめさせること、権力を一本調子に肯定するのをやめさせるということ」（STP, p. 57, 邦訳 p. 69）である。こうした宣言はまず、規律訓練および制約の観点からの社会秩序についての考察の限界と不十分さの意識を示している。

なぜならそれは人の統治がまとう最近の形態を考慮していないからである¹⁶⁾。就中、それはその語が18世紀以来持つ近代的な意味で、イデオロギーもしくは普遍的観念、(社会の規律訓練に抵抗する闘争が勝利させるような)ある種の人権として、自由を提示するという欠点を持つ。自由とは——フーコーが考えるには——、全く別のものなのである。すなわちそれは権力の技術であり、統治者と統治される者との間での関係である。

二つの政治的読解が可能である。最初のそれは、狭義での「フーコー的」読解であり、こうした断定を警告としてとるであろう。誤解しないようにしよう。人口に与えられた自由は、コントロールのために権力により使用され、(近代的統治性が我々に付与する)自由の中に規律訓練が存在するのである。安全の装置が(この装置自らが消費する)自由の生産者であるということが、この本質的な断言をよく説明している。すなわち自由は権力に従属するのである。逆に第二の読解は、以下の事実を主張する。統治性は必然的に、自由を保護するので、それは権力の様式(考察に値し、何らかの魅惑を引き起こす)をなしている。二つの読解が可能であり、フーコーはこれらを相互に検討することができたと想定することができる。しかしながら二つの流れを横断する反省的緊張は、決して明示的ではないにしろ、曖昧さなく、著者が第二の方向を追求していたと考えさせる傾向にある。

そのひとつの指標が、彼が提示する国家の考察によって与えられている。自らの方法論にとって忠実に、彼は政治哲学の一般的すぎるカテゴリに訴えることを拒絶する。国家は普遍的なるものでなく、それは本質を持たない。すなわち、これを理解するためには「外側から入ら」なければならず、実践を通じて、つまり一般的権力技術を通じて、これを理解しなければならない。我々が統治的理性の歴史から国家の系譜学を作り出さなければならないのは、まさにあらゆる「循環論的存在論」を回避するためなのである。こうした議論が方法論的であるのは見かけ上でしかでない。さらにまたこの議論によりフーコーは、国家を告発するものたち——国家は無制限の権力を獲得する傾向にある、とか、その拡張は歴史的に不可逆的であるとして——への強い批判を開始することを可能とする。こうした観念は還元主義的に過ぎる。というのもそれは結局、国家を実体化することになり国家に本質を付与することになる。フーコーはこう

16) 「18世紀における自由主義イデオロギーや自由主義政策の設置を理解するには、自由をかくも強く要求したこの18世紀が、とはいえともかくもこの自由に規律的技術という重石をつけてもいたということを忘れないようにしなければならないということに関してです。なるほど、私はすでにどこかでそのように言いました。この規律的技術は子供・兵士・労働者を捉え、自由を著しく制限し、言わばこの自由の行使自体に保証を与えた。私はそのように言ったことがあるのですが、私は間違えたのではないかと思います。もちろん、私の言ったことが全く間違いだったわけでもないのですが、やはり正確にはそれでは正しくないのです。問題になっているのは全く別のことなのだと思います。つまり、実はこの自由は、権力テクノロジーの変異・変容の内部で理解されなければならないということです。もっとはっきり特有性に即して言えば、自由とは、安全装置の設置と相関関係があるものに他ならない」(『安全、領土、人口』邦訳 p. 58-59)。

したアプローチの起源を、20世紀前半のドイツ自由主義に位置づける。その言説は、より後になって、それとは知ることなく、1970年代の左翼の、もしくは左翼主義的批判——国家の役割のあらゆる確認を、権威主義ないしファシズムの形態と同一視する——により再び採用されるのである。フーコーによれば、こうした立場は二つの理由で受け入れがたい。最初の理由は、社会の出来事への国家干渉は、自由主義的統治性により提起される布置へと、はなから制限されている。第二の理由はその干渉は自由の制定にとって必須であることである。

(2) 主体の自律性と自由主義

統治性に関するこうした系譜学的考察を通じたフーコーの真の目標は、おそらく統治性そのものよりもむしろ主体の自律性をできるだけ精緻化することであった。彼が選んだ道は、自由主義、より詳しく言えば、自己制限された自由主義的統治というこうした特別な形態をたどる。これらの二つの講義は、すでに述べたように、その基礎付けを提起するための試みとして読むことができる。なぜ、これほど特殊な道を選んだのか。なぜなら、フーコーはこの権力様式の中に、こうした主体の自律性を保持するためのよりよい担保を見いだそうと考えるからである。理由は複数あり、それはページ全体を通じて点在し、しかしながら決して、体系的に提示されることはないのである。こうした議論の実験的で、暫定的な性格はフーコーをして慎重さへと導く。

最初の理由は、政治経済学によりなされる科学性の要求が、知識と権力との間の関係を変容させることになることである。重商主義が科学のこの地位を要求せず、国家理性、すなわち人間共同体にはアクセス不可能な統治の神秘と結合していたのにたいし、経済科学は各人により確立され、もしくは検証されることができ（たとえ彼が統治者でなくとも）。というのも、科学とは共通知識であることを任務とするからである。したがって権力は、もはや知識及び真理の独占を有してはいない。逆に内側から権力のコンピテンスを制限するのが知識の要請なのである。

しかしながら主要な理由は、自己制限された自由主義が制定する経済的なものへの、政治的なものの従属に由来する。ところが破壊的な圧力を構成するなどということなく、政治的なものに対する経済的なものの優越性は、主体の独立性を担保するための可能な限りより良い保証なのである。こうしたテーマはフーコーの考察において、徐々にしか登場しないが、しかしいったん明らかにされるや、このテーマはますます存在し、決定的になる。この議論の本質は、すでに述べたように、経済学が、全体性なしの規律訓練であるという事実による。フーコーは彼の分析の主要な要素をハイエクの中のみならず、18世紀の思考（その政治経済学は「経済過程の政治的全体化という詭弁を告発する」）の中にも見いだしている。したがって国家の盲目性が顕著であり、それは、国家が絶えず修正可能な政治的目的のこうした無知を選択しているからではなく、経済現象への国家の知覚が常に限定されているからなのである。国家は、

直接に、お節介にも介入することはできない。それは国家がその権利を持っていないから、国家がこの意味で契約的な約束をしたから等というのではなく、より根本的に、国家は「知らない」からなのである。最後から二つ目の講義でフーコーにより得られた重要な帰結は、集合的善は、国家を含むいかなるエージェントによっても、目指されることなく、獲得されることもできない。こうした帰結は、突出した立場（主権者にも、それが何であれ制度にとっても可能ではない）を想定しよう。すなわち、自分自身の利益が何であるのか、また、自分の行為が何でなければならないかを、個人そのものよりもよく知っている者は誰もいないのである。フーコーはこうした立場の交渉不可能な、絶対的なラディカルさを強く主張した。その重要さは、以下の事実にある。すなわち彼によれば、各人が表明し、保護しなければならない利益と特異性は、経済領域から行為全般へと移転可能であることにある。

アメリカの新自由主義者たちがフーコーの関心を引いたのは、とりわけこうした視点においてなのである。まずはじめに、これらの著者たちが、ハイエクに続いて、あらゆる経済的全体化は不可能であると考えとしても、彼らは以下の事実も主張する。すなわち個人に対する統治を理解する解読格子が、費用便益の観点からの考察の形で完全に考えられ、従って経済的形態をとる。フーコーが道程の最後にしか動員しておらず、しかし、自己制限された統治の彼の探求の論理の中にある、ホモエコノミクスは、したがって、権力と個人との間での唯一の媒介者なのである。もちろん、このことは人がその経済的次元に限定されていることを意味しているのではなく、経済的次元、そしてそれのみが、あらゆるタイプの行為を分析するために動員されるのである。一つの好例が犯罪者の分析によって与えられる。アメリカの新自由主義者たちは、他のすべての個人の行為を理解するために実施される手法と同じ手法として、これを検討する。「犯罪者はいかなる人物でもかまわない」（NBP., 258, 邦訳 p. 311）。というのも、彼らが使用する解読格子は完全に経済学的であり、効用計算の観点から、つまり個人の全般的合理性を評価するために使用される効用計算と同じ観点から、犯罪者の行為と振る舞いを分析する。政治的なものが（社会をそれを通じて理解するような）こうした経済的なものによって制約されているような、このようなシステムほど、各人のアイデンティティのよりよい保護、あらゆる秩序の差異や選好のより注意深い遵守をいかに想像できるだろうか。

フーコーはその考察を完成させて、その軌跡の最後に、An essay on the history of civil society において Adam Ferguson により提案された市民社会概念の中に、経済と政治の間にかかる接合を見いだす。彼はこうして第一義的な問題に着手する。すなわち、経済主体が住んでいる社会をどの様に統治するのか、である。フーコーはファーガソンの著作の中にアダム・スミスが経済的側面において、数年後に提案することになるものの政治的な領域における類似性を見いだした。このスコットランドの哲学者にとって、市民社会は二つの要素に基づいている。まず、それは、個人の自発的な統合の産物であり、いかなる明示的契約にも、従属＝主体化の契約を通じた主権の構成をも参照しない。こうした総合は、同情や、行為、共感といった

(他者の不幸への心遣いもまた) もしくは同一の共同体への帰属感といった他者への私心のない感情全体によって保証される。ついで、自然法におけるのと同様、特定の人の、別の人への権力や命令という事実は、あらゆる政治的制度以前に自然状態で存在する。「ファーガソンが言うには、従属のシステムは、社会そのものと同様、人間にとって本質的である」。これは、根本的な断定である。というのも、それは契約理論に固有な困難を迂回させることができるからである。経済的結合が統合されているのが、このように構成された市民社会においてなのである。こうして、利害の自生的収斂という凝集性の原則のおかげで、権力の問題と、社会のまとまりの問題とが同時に解決されることになる。

国家もしくは統治は、こうした布置の中にどのように統合されるのであろうか。すでに構成されている社会、つまり「あらゆる所与」に直面して、これらはどのような場所を持つことができるのであろうか。フーコーはこうした問いに答えないように用心している。あるいはより詳細には、彼は極端な方法で応える。というのも、彼はアメリカの人々に向けたトマス・ペインの引用を採用するからである。すなわち「社会と統治とを混同してはならない。社会は我々の必要によって産出されるが、統治は我々の弱さによって産出される。(中略) 統治はせいぜい必要悪に過ぎず、最悪の場合それは耐えがたいものとなる。」(NBP., p. 313-314, 邦訳 pp. 381-382)。

フーコーの証明はここで終わっている。実験は、権力と政府のこうした準排除で終わっている。実際に、このような実験が実現するための条件は、もちろんほとんどありそうにない。すなわちフーコーはこの点では、レプケやハイエク、ベッカーなどの経済学的労作をまじめに受け取っていないのである。しかし彼はおそらくしばしば極限にいることを意識して、こうした自由主義的プロジェクトが具体化するための抽象的条件を探求したのである。

実験は効果がないわけではなく、その軌跡は残る。「ごりごりの」自由主義的な道、すなわち非妥協的な経済学者のそれは、かなり魅力的な何かに開かれている。というのも、こうした自由主義的道が規律訓練的な社会に対して、単なる理論的な視点からさえ、これまでは検討することができなかった差異の尊重の政治を代替させるのである。そして異種混合のこうした尊重はおそらく、フーコーの政治的考察において、何よりも重要である。彼はそれについて、1979年3月21日の講義の終わりで強い言及を行っている。それは、彼が素描してきた分析の地平を示したときである。すなわち、

「そこに現れるのは、決して、徹底的に規律化された社会の理想ないし計画ではありません。理想とされているのは、個々人を包囲する法律上の組織網をノルムに関するメカニズムのようなものによって内部から中継し延長するような社会ではありません。それはまた、一般的な規格化及び規格化不可能な者の排除からなるメカニズムを必要とするような社会でもありません。そうではなくて、そうした地平にあるのは逆に、以下のような社会のイメージ、考え、テーマ、プログラムです。すなわち、差異のシステムが最適化されているような社会。揺れ動くプロセ

スに対して場が自由放任されているような社会。個々人や少数者の実践に対する容認のある社会。ゲームのプレイヤーに対して作用するのではなく、ゲームの規則に対して作用するような社会。そして最後に、個人を内的に従属化するというタイプの介入ではなく、環境タイプの介入が行われるような社会」(NBP, p. 265, 邦訳 p. 319) である。

こうした豊富な分析は、経済領域のプロジェクターを、行動一般のそれへと激しく移動させ、これらの二つの講義の政治哲学の本質を凝集している。考察はこのようにして開かれており、幾ばくかの高揚がないわけではない。

「自由主義は、ユートピアを作り上げる作業を社会主義者たちにずっと任せてきた。そしてこのユートピア的あるいはユートピア化する活動によって、社会主義はその力強さとその歴史的ダイナミズムを得たのだった。そこで、自由主義にもやはりユートピアが必要である。我々の役目は、自由主義を統治の技術的代案として提示することよりもむしろ、自由主義的ユートピアを作ること、自由主義の様態に基づいて思考することなのだ」(NBP, p. 225, 邦訳 p. 269)。

この最後の引用は、そのプログラムの仕方を通じて、それをそれほど目立たないようにさせるためにであるかのように、講義の真っ最中に奇妙に移動している。なぜこのような慎重さがあるのだろうか。それは、フーコーの考察の実験的な否定しがたい次元に、またこの事実のために保証されざる結論に責任を帰することができる。より確かに、こうした慎重さは、フーコーの考察の挑発的で因習打破的性格により説明される。フーコーの自由主義的刺激は、それが、思考形態（彼が自分自身で確立するのに貢献してきた）を克服することができる驚くべき自由主義的な精神を示していようと、点々としか現れることができなかった。